

健康横浜21推進会議
令和6年度 歯科口腔保健推進検討部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	職名	健康横浜21推進会議 委員	健康横浜21 推進会議 臨時委員
1	池島 秀明	一般社団法人横浜市医師会 常任理事		○
2	石黒 梓	鶴見大学短期大学部歯科衛生科 講師		○
3	板山 重樹	横浜市駒岡地域ケアプラザ 所長		○
4	蟹澤 多美江	横浜市保健活動推進委員会 会長	○	
5	清水 龍男	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 代表幹事		○
6	鈴木 裕子	国土館大学文学部教育学科 教授(横浜市学校保健審議会委員)		○
7	中里 裕之	一般社団法人横浜市薬剤師会 常務理事		○
8	西尾 泉	神奈川産業保健総合支援センター 産業保健専門職	○	
9	二宮 威重	一般社団法人横浜市歯科医師会 常務理事	○	
10	長谷川 利希子	公益社団法人神奈川県栄養士会 副会長	○	
11	藤田 淳志	一般社団法人横浜市私立保育園子ども園園長会 理事		○
12	堀元 隆司	一般社団法人横浜市歯科医師会 副会長		○
13	山本 龍生	神奈川歯科大学 副学長 大学院歯学研究科長 歯学部 社会歯科学系 社会歯科学講座 口腔衛生分野 教授		○
14	米山 かおる	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長	○	

歯科口腔保健推進検討部会設置要綱

制定 令和元年7月29日健保事第1204号(局長決裁)
最近改正 令和5年3月24日 健保事第3956号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、歯科口腔保健の推進に関して専門的見地から検討するため、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例(以下「条例」という。)第11条及び健康横浜21推進会議運営要綱(以下「要綱」という。)第7条第1項に基づき設置する「歯科口腔保健推進検討部会」(以下「検討部会」という。)の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(検討事項)

第2条 検討部会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 検討部会は、要綱第7条第2項に基づき、健康横浜21推進会議(以下「推進会議」という。)の委員及び要綱第4条に基づき市長が任命した臨時委員のうちから推進会議の会長が指名する者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(部会長等)

第5条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。副部会長は、委員の中から部会長が指名する。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副部会長は、部会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員任命後、部会長選出前の検討部会の会議は、推進会議の会長が招集する。

- 2 部会長は、検討部会の会議の議長とする。
- 3 検討部会は、委員の過半数の出席により開催する。

- 4 検討部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、検討部会の部会長の決するところによる。
- 5 検討部会を欠席する予定の委員は、第2条に関する意見を書面により事前に提出することができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 部会長は、検討部会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(推進会議への報告)

第9条 検討部会は、会議内容を推進会議へ報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及び関係者は、検討部会の運営上知りえた秘密を厳守するとともに、これを他に利用してはならない。

(庶務)

第11条 検討部会の庶務は、健康福祉局健康推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討部の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。



横浜市歯科口腔保健推進計画

令和6(2024)年度～令和17(2035)年度

横浜市 令和6年(2024年)3月

「横浜市歯科口腔保健推進計画」目次

1	策定にあたって	1
	(1) 趣旨	
	(2) 背景	
	(3) 目的	
	(4) 計画期間	
	(5) 位置づけ	
2	歯科口腔保健の現状と取組の方向性	1
	(1) 横浜市における歯科口腔保健の現状	
	ア これまでの取組	
	イ 現状と課題	
	(2) 取組の方向性	
	ア 基本目標	
	イ 行動目標	
	(3) 関係者の役割	
	ア 市民	
	イ 横浜市	
	ウ 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）	
	エ 保健医療等関係者、地域活動団体及び事業者等（保健、医療、福祉、介護、保育、教育）	
3	歯科口腔保健の推進に関する施策	15
	(1) ライフステージ・対象像に着目した施策	
	ア 妊娠期	
	イ 乳幼児期	
	ウ 学齢期	
	エ 成人期	
	オ 高齢期	
	カ 障害児及び障害者	
	(2) ライフステージ・対象像に共通して推進する取組	
	ア 災害に備えた対策	
	イ 情報共有と情報発信	
	ウ 実態把握	
4	推進・評価体制	18
5	計画の評価	18
	(1) 評価スケジュール	
	(2) 評価と指標設定の考え方	
	(3) 目標値	
6	資料編	21
	(1) 各種調査の概要	
	ア 健康に関する市民意識調査	
	イ 県民歯科保健実態調査（成人）	
	(2) 関係法令等	
	ア 歯科口腔保健の推進に関する法律	
	イ 横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例	

横浜市歯科口腔保健推進計画

1 策定に当たって

(1) 趣旨

市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画(歯科口腔保健推進計画)を策定します。

(2) 背景

歯と口腔の健康は、生活の質や心身の健康を保つ基礎であり、人生100年時代を迎え、生涯を自分の歯で過ごし、健康を維持していくために、ライフステージに応じた取組はさらに重要です。このような状況から制定された「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」(以下「条例」という。)に基づいて、歯科口腔保健推進計画を、横浜市の総合的な健康づくりの指針である「第3期健康横浜21」において一体的に策定します。

(3) 目的

健康で豊かな生活の実現に向け、歯と口腔の健康づくりに市民自らが取り組めるよう、行政、関係機関や団体がそれぞれに求められる役割を十分理解し、相互連携のうえライフステージ等の現状や課題に応じて、歯科口腔保健の推進に取り組むことを目指します。

(4) 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和17年度(2035年度)

(5) 位置付け

「健康横浜21」の歯・口腔分野の取組としての位置付けや、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市教育振興基本計画」、「横浜市高齢福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、「横浜市障害者プラン」、「横浜市地域福祉保健計画」、「よこはま保健医療プラン」、「横浜市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」及び「横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画」等の関連する計画と連携して取り組みます。

また、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の施策の方向性や、数値目標を参照するなど、整合性を図りながら推進します。

2 歯科口腔保健の現状と取組の方向性

(1) 横浜市における歯科口腔保健の現状

ア これまでの取組

横浜市では、平成13年(2001年)に健康増進法に基づく市町村健康増進計画として「健康横浜21」を策定し、ライフステージに応じた生活習慣の改善に取り組むべき事項の1つとして「歯の健康」の分野を設定しました。

平成31年(2019年)、「条例」が制定され、各ライフステージや、妊婦や障害がある人など特化した取組が必要な対象像の現状や課題に応じた歯と口腔の健康づくりを推進しています。特に、成人期以降については、「第2期健康横浜21」の中間評価(平成29年度(2017年度))において、歯周疾患予防や口腔機能の低下(オーラルフレイル)の予防に重点的に取り組む必要があることが確認されたため、これらの取組を推進しています。

令和2年度(2020年度)末、歯科口腔保健推進計画の策定に向け、「横浜市歯科口腔保健令和3年度から令和4年度の取組」をまとめ、その推進に当たり、各ライフステージ等に応じた指標(以下「取組指標」という。)を設定しました。

表5-1 「取組指標」一覧

対象	指標
乳幼児期	3歳児でむし歯のない者の割合
学齢期	12歳児の1人平均むし歯数
成人期	40歳代における進行した歯肉炎を有する者の割合
	過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
	妊婦歯科健康診査受診率
高齢期	60歳代でなんでも噛んで食べることのできる者の割合
	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合
要介護高齢者	介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率
障害児及び障害者	障害(児)者入所施設での定期的な歯科検診実施率

イ 現状と課題

(ア)ライフステージ・対象像ごとの現状と課題

a 妊娠期

妊娠中は、ホルモンバランスの変化や「つわりで歯みがきができない」ことが口腔に影響し、「歯ぐきからの出血」や「むし歯」等、口の中の困りごとが生じやすい時期です。妊婦歯科健康診査の令和3年度(2021年度)における受診率は43.0%であり、横浜市の目標である40%を達成しましたが、妊娠期は歯と口腔の健康に関する重要な時期のため、引き続き啓発を行うことが必要です。



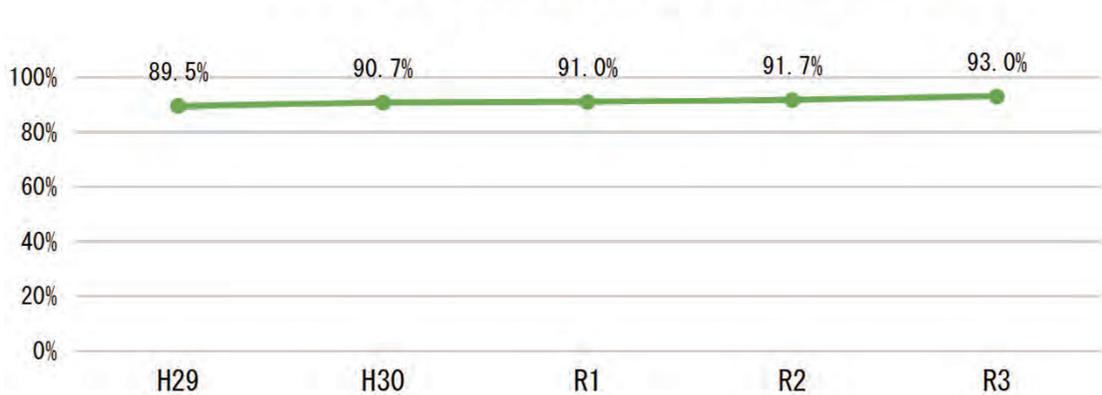
出典：地域保健・健康増進事業報告

b 乳幼児期

令和3年度(2021年度)の3歳児健康診査における「むし歯のない児の割合」は93.0%であり、乳幼児期のむし歯のない児の割合は増加傾向にあります。むし歯がない児が増える一方で、一人で多くのむし歯がある児も存在しています。

乳幼児期は、乳歯が生え始め咀嚼機能を獲得し、口腔機能が発育・発達する大事な時期です。食生活をはじめ、歯みがきの習慣なども確立に向かう時期なので、口腔機能の健全な発育・発達につながる生活習慣を身につけられるよう支援等が必要です。育児に関わる多くの職種が連携を強化し、本人と養育者を支援するため、引き続き個々に応じたきめ細かい対策が必要です。

図5-2 3歳児でむし歯のない者の割合【取組指標】



出典：地域保健・健康増進事業報告

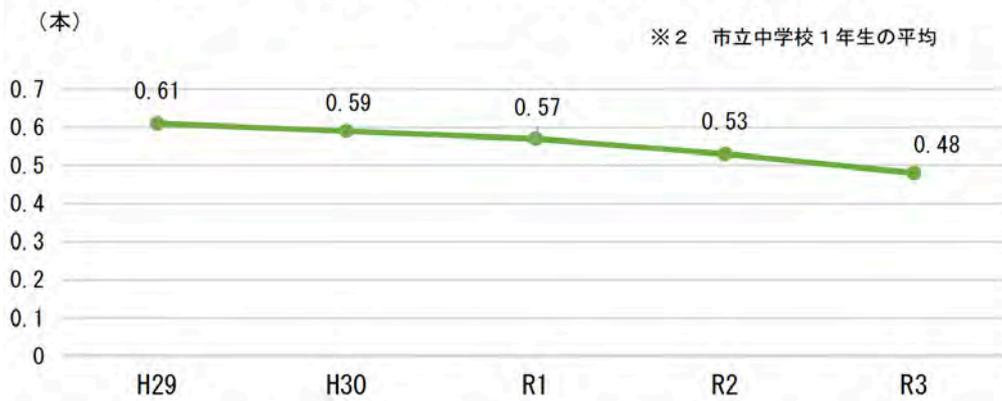
c 学齢期

12歳児の「1人平均むし歯数」は減少傾向にあり、令和3年度(2021年度)は0.48本と国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第1次)」の目標である1.0本未満を達成しています。加えて、令和3年度(2021年度)の「12歳児でむし歯のない児の割合」は68.7%でした^{※1}。また、歯肉に異常のある中学生の割合は、平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)にかけて増加し、令和2年度(2020年度)、3年度(2021年度)は減少しました。

成人期の歯周病や口腔機能低下を予防するための対策が、この時期から必要です。例として、甘味食品の喫食習慣を改善し、栄養バランスの取れた食事を規則正しくとることや、よく噛んで食べる習慣、むし歯や歯肉炎を予防するためのセルフケアの方法を身に付けることなどが挙げられます。

※1 出典：神奈川県定期歯科検診結果に関する調査(横浜市分)

図5-3 12歳児の1人平均むし歯数※2【取組指標】



出典：横浜市学校保健統計調査

図5-4 中学生における歯肉に異常のある者の割合※3



出典：神奈川県定期歯科検診結果に関する調査（横浜市分）

自ら口腔ケアを行うことが困難な児童・生徒については、特性や発達の段階等に応じた支援が必要です。

また、喫煙が歯や口腔、全身の健康に影響を及ぼすことについて指導し、喫煙の防止につなげることが必要です。

この時期の歯科口腔保健の取組を充実させるためには、定期的な歯科健康診査を実施する学校歯科医やかかりつけ歯科医など、学校と家庭、地域の歯科医療機関が連携を密にして啓発や保健指導を行うとともに、歯科口腔保健の分野においても、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校など、地域全体で切れ目なく連携して取り組む必要があります。

d 成人期

横浜市の「40歳の未処置歯^{※4}を有する人の割合」は、減少傾向ではありますが、令和2年度（2020年度）の横浜市結果では26.6%と国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第1次）」の目標値である10%に達していません。

「40歳代における進行した歯周炎^{※5}を有する人の割合」は、令和2年度（2020年度）の調査結果は54.1%であり、平成28年度（2016年度）と比較し、わずかに減少しているものの、明らかな変化はありませんでした。一方、令和3年度（2021年度）に横浜市歯周病検診を受診した人のうち、要精密検査^{※6}と判定された人は73.5%でした。横浜市で要精密検査と判定された人の割合は、40歳、50歳、60歳、70歳の各年齢において、全国値を上回っています。歯周病は自覚症状が乏しく、重症化により歯を失うなど手遅れになることが多いため、むし歯対策とあわせた予防と早期発見が重要です。

※4 治療が必要なむし歯

※5 歯周ポケットが4mm以上

※6 歯周病、その他の所見等があるため、さらに詳しい検査や治療を要する

図5-5 40歳の未処置歯を有する者の割合



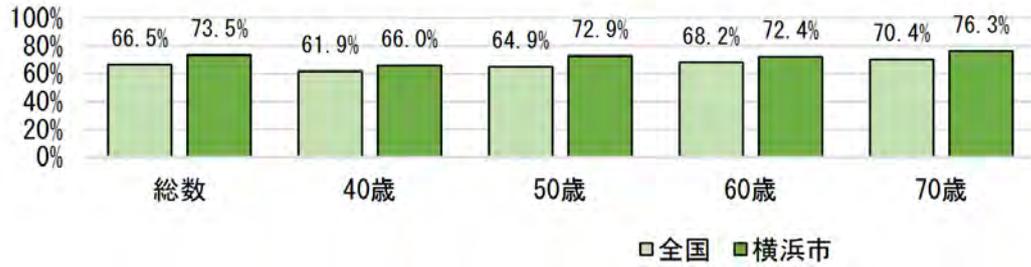
出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

図5-6 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合【取組指標】



出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

図5-7 歯周疾患検診（歯周病検診）受診者のうち
要精密検査と判定された者の割合（令和3年度（2021年度））

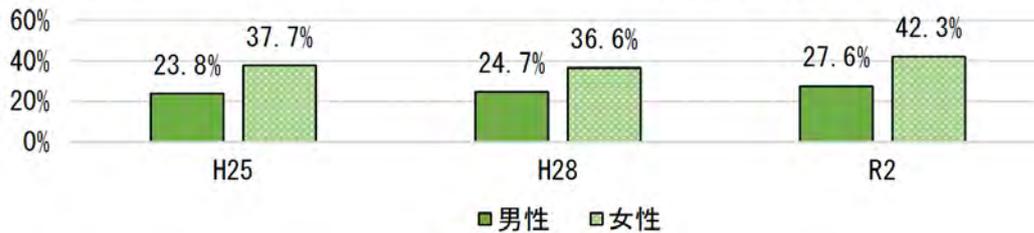


出典：令和3年度地域保健・健康増進事業報告

また、横浜市の調査では、「歯を守るために、かかりつけの歯科医院がある人の割合」は平成25年度（2013年度）から令和2年度（2020年度）にかけて増加傾向でしたが、「過去1年間に歯科健診を受けた人の割合」は、変化がありませんでした。令和2年度（2020年度）の「過去1年間に歯科健診を受けた人の割合」を区ごとに見ると、区間の差は1割未満であり、平成25年度（2013年度）及び平成28年度（2016年度）の結果とも、同様の傾向でした。

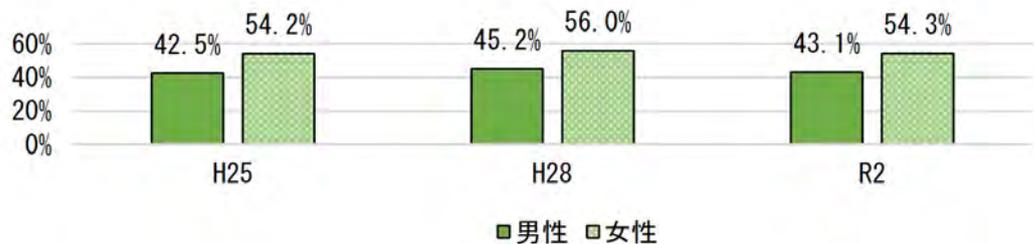
さらに「過去1年間に歯科健診を受けた人の割合」を年代別、性別に比較すると、男女とも若い年代で受診した人が少ない傾向です。この時期は、仕事や育児等で多忙であり、セルフケアや歯科健診の受診がおろそかになりがちです。むし歯や歯周病、口腔機能低下を予防するため、地域・職域の連携に着目した取組が必要です。

図5-8 歯を守るために、かかりつけの歯科医院がある者の割合



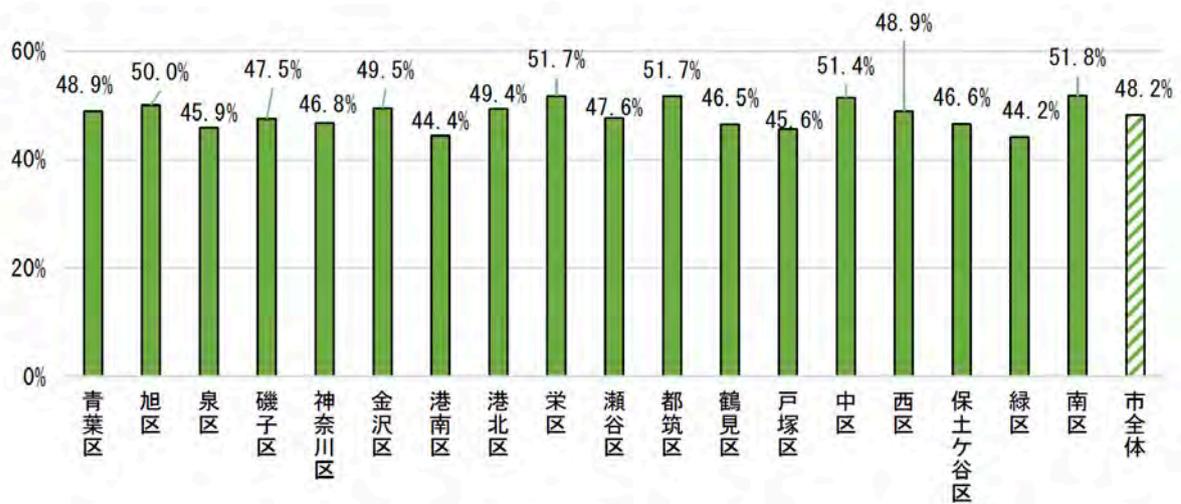
出典：健康に関する市民意識調査

図5-9 過去1年間に歯科健診を受けた者の割合【取組指標】



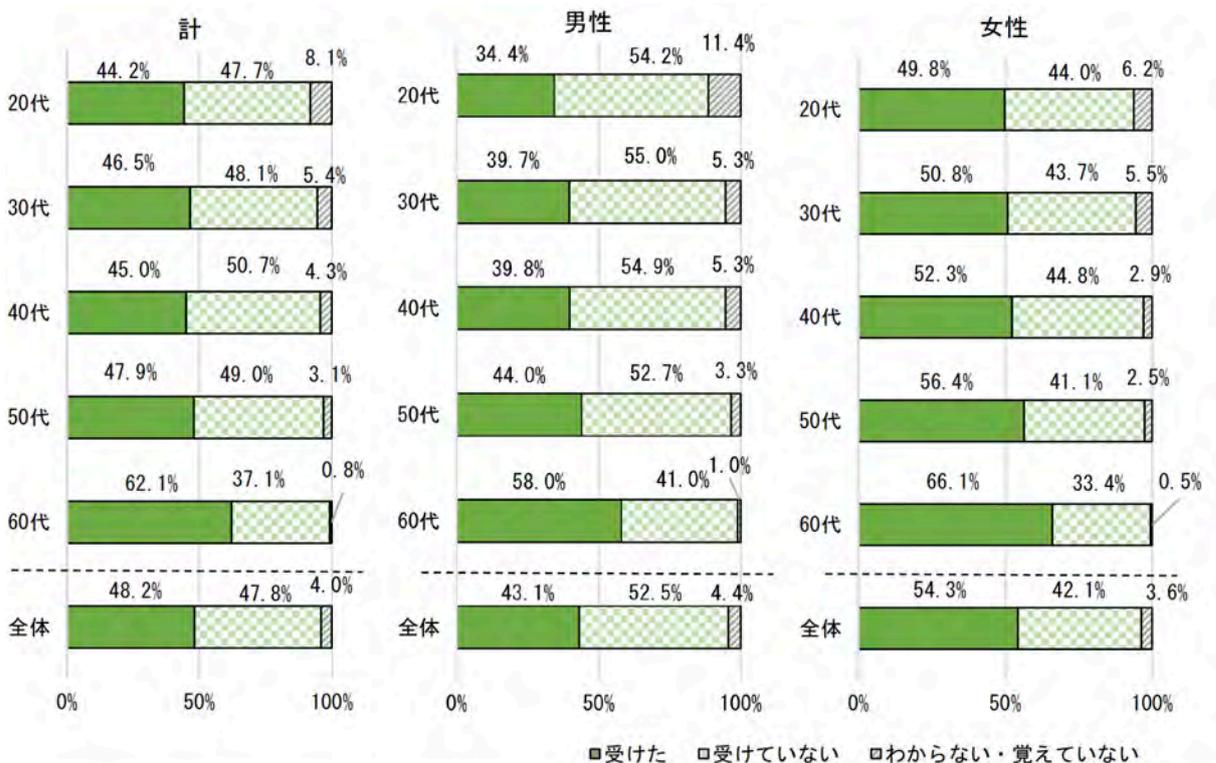
出典：健康に関する市民意識調査

図5-10 過去1年間に歯科健診を受診した者の区別の割合（令和2年度（2020年度））



出典：健康に関する市民意識調査

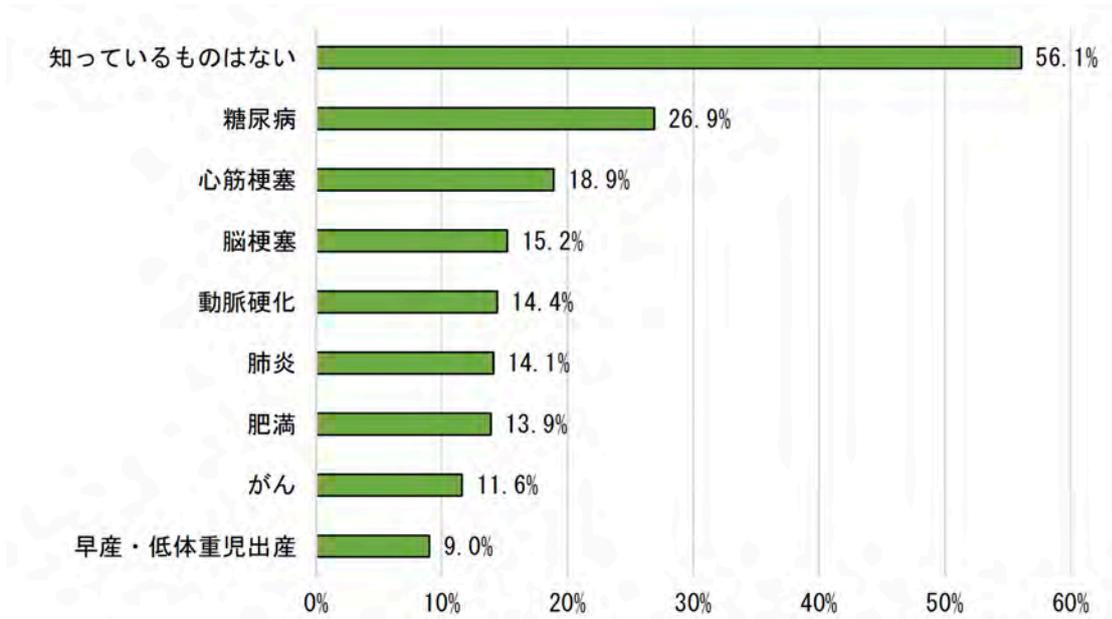
図5-11 過去1年間に歯科健診を受診した者の年代別・性別の割合（令和2年度（2020年度））



出典：健康に関する市民意識調査

また、喫煙習慣や糖尿病が歯周病を悪化させることや、歯周病の治療により糖尿病の血糖コントロールが改善する可能性があるなど、歯周病の予防や治療が生活習慣病の改善につながるということが明らかになっています。令和2年度(2020年度)の横浜市調査では、歯周病が原因になる可能性がある疾患について「知っているものはない」と回答した人は56.1%であり、半数以上が歯周病と全身の病気との関連を認識していません。早期発見・早期治療が重症化予防につながるよう、普及啓発に取り組む必要があります。

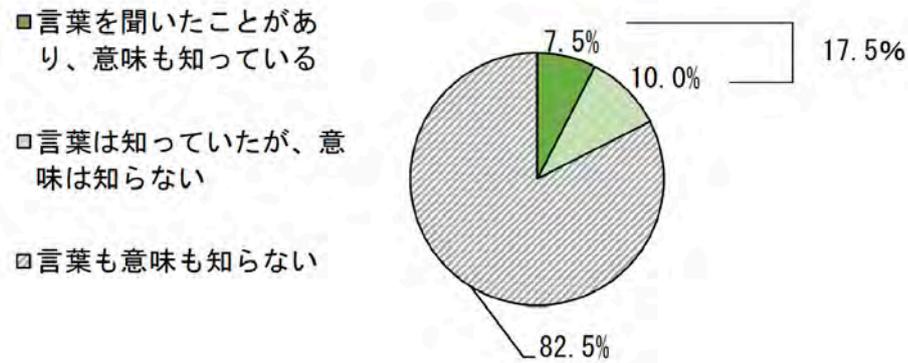
図5-12 歯周病が原因になる可能性がある疾患についての認知度
(令和2年度(2020年度)) (複数回答)



出典：健康に関する市民意識調査

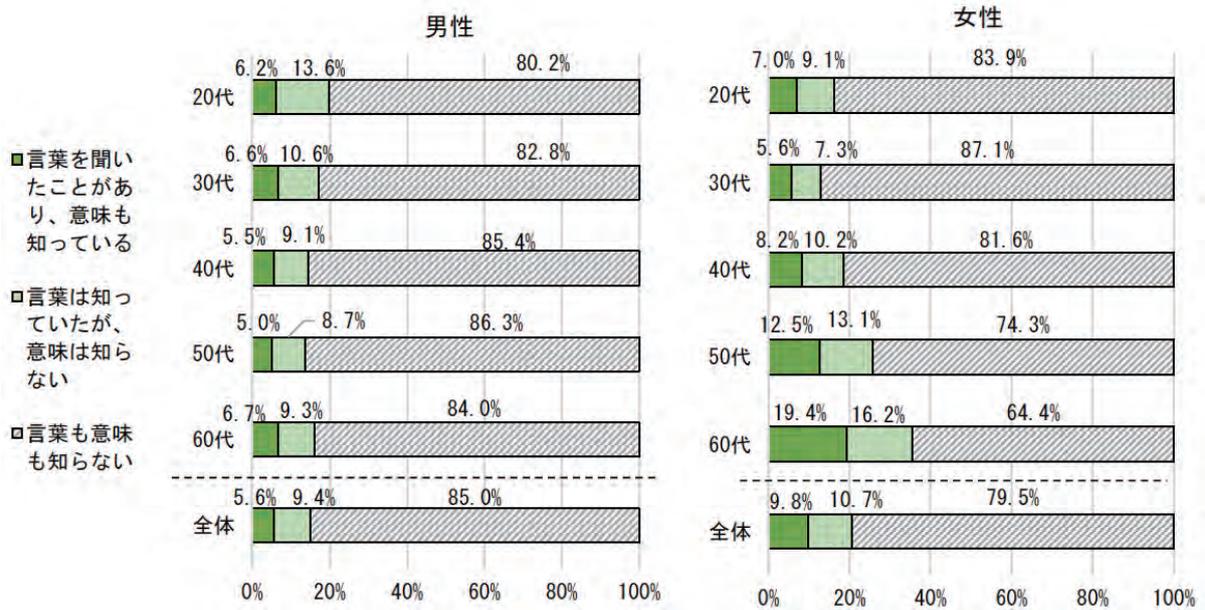
噛む、飲み込むなどの口腔機能が低下した状態をオーラルフレイルといい、オーラルフレイルの徴候は、50歳代頃にはあらわれ始めます。令和2年度(2020年度)の横浜市調査では、オーラルフレイルの言葉を知っている人の割合は17.5%です。年代別、性別で見ると、比較的割合の高い50歳代、60歳代の女性を除き、言葉を知っている人は2割以下です。市民自らが、わずかなむせ等のささいな口腔機能の低下に気づき、口腔ケアや口腔機能の訓練による、口腔機能の維持・向上に取り組めるよう、普及啓発が必要です。

図5-13 20歳代から60歳代におけるオーラルフレイルの言葉を知っている者の割合
(令和2年度(2020年度))



出典：健康に関する市民意識調査

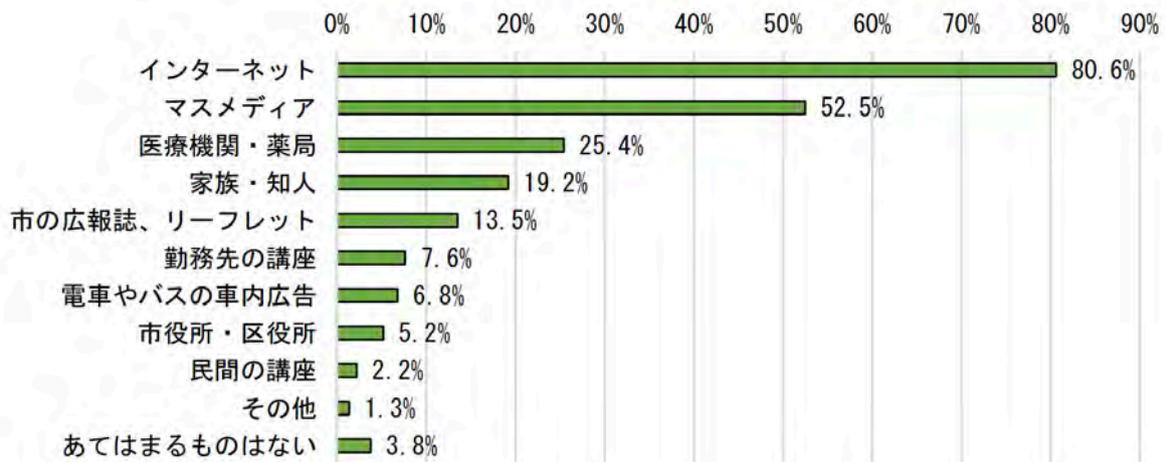
図5-14 オーラルフレイルの言葉を知っている者の年代別・性別の割合
(令和2年度(2020年度))



出典：健康に関する市民意識調査

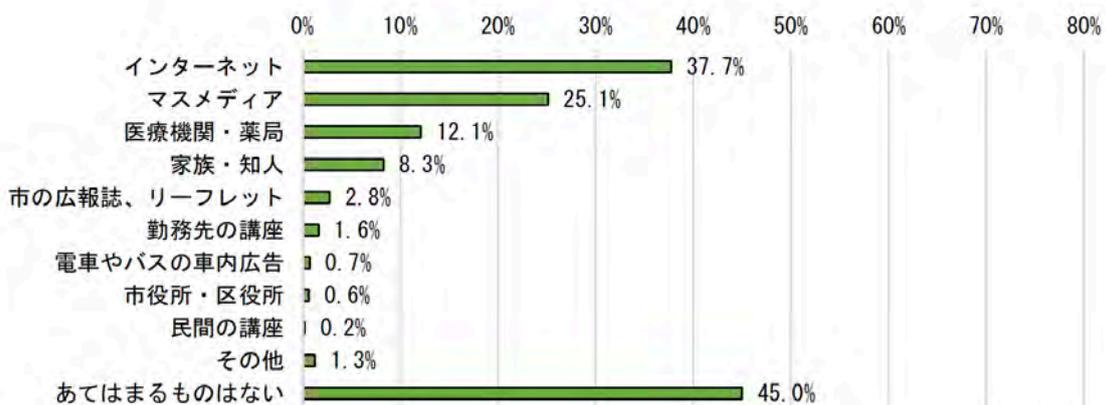
令和2年度(2020年度)の横浜市調査において、「知りたいと思う健康づくり情報」の設問に「歯の健康」と回答した人と、「特にない」と回答した人が、「健康づくりに関する情報を主にどこから入手しているのか」の設問に回答した結果は、双方ともに「インターネット」を多く回答しています。歯の健康に関心のある人、健康づくりに関心のない人の双方に対する普及啓発方法として、インターネットを介した情報発信が方策の一つに考えられます。

図5-15 健康づくりに関する情報入手の方法
 (知りたいと思う健康づくり情報を「歯の健康」と回答した人)
 (令和2年度(2020年度))(複数回答)



出典:健康に関する市民意識調査

図5-16 健康づくりに関する情報入手の方法
 (知りたいと思う健康づくり情報を「特にない」と回答した人)
 (令和2年度(2020年度))(複数回答)



出典:健康に関する市民意識調査

e 高齢期

「60歳代でなんでも噛んで食べることのできる人の割合」は、令和2年度(2020年度)の調査結果は72.8%でした。「80歳で20歯以上の自分の歯を有する人の割合」^{※7}は平成29年(2017年)から令和元年(2019年)の調査結果は64.9%でした。

また、横浜で「定期的な歯科検診を受診する機会を提供する介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の割合」は、令和2年度(2020年度)は87.4%でした^{※8}。令和3年度(2021年度)の介護報酬改定において、施設系サービスにおける口腔衛生管理が強化され、入所施設での歯科口腔保健の体制整備の取組が進んでいます。

80歳で20歯以上の自分の歯を有する人の割合は増加していますが、年齢が高くなるほど歯周病が進行しやすくなります。また、オーラルフレイルが進むことによって、低栄養状態となり、全身の虚弱化、要介護状態を引き起こすことが明らかになっています。高齢者が、住み慣れた地域の中でいつまでも健康に生活できるよう、住民主体の通いの場等、地域の介護予防の取組と連動させながら、むし歯や歯周病の対策に加え、口腔機能の維持・向上に向けた、本人や支援者への支援が必要です。

※7 75-84歳について、H21-23、H25-27、H29-R1の各3年分を合算して算出

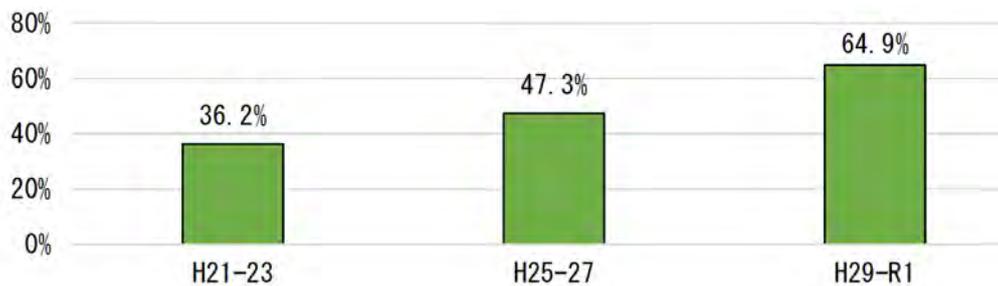
※8 出典：神奈川県健康増進課調べ

図5-17 60歳代でなんでも噛んで食べることのできる者の割合
【取組指標】



出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

図5-18 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合^{※7}
【取組指数】



出典：国民(県民)健康・栄養調査 横浜市分

f 障害児及び障害者

障害児や障害者は、自ら口腔ケアを行うことが難しい場合があるため、むし歯や歯周病になるリスクが高い場合があります。障害の特性により摂食嚥下機能に影響がある場合もあるため、むし歯や歯周病の予防だけでなく、摂食嚥下等の支援を行うなど、障害の特性や口腔機能の発達の程度に応じたきめ細やかな口腔ケアの支援や、定期的な歯科健診の受診が必要とされています。そのため、障害児や障害者が歯と口腔の健康を維持しながら質の高い生活を送れるよう、家族や介助者などの支援者による関わりが重要です。

神奈川県健康増進課調べによると、神奈川県全域で定期的な歯科検診を受診する機会を提供する障害(児)者入所施設の割合は、平成28年度(2016年度)は94.7%、令和2年度(2020年度)は77.5%でした。障害(児)者入所施設での歯科検診のほか、令和2年度(2020年度)に口腔ケアを実施している施設は88%であり、障害(児)者入所施設における歯科口腔保健の取組が進んでいます。

一方、在宅で生活又は療養されている人の歯科口腔保健の現状は明らかになっていないため、地域活動支援センター等の通所施設や、関係機関・団体等との連携のもと、把握を進めていく必要があります。

(イ) ライフステージ・対象像に共通する現状と課題

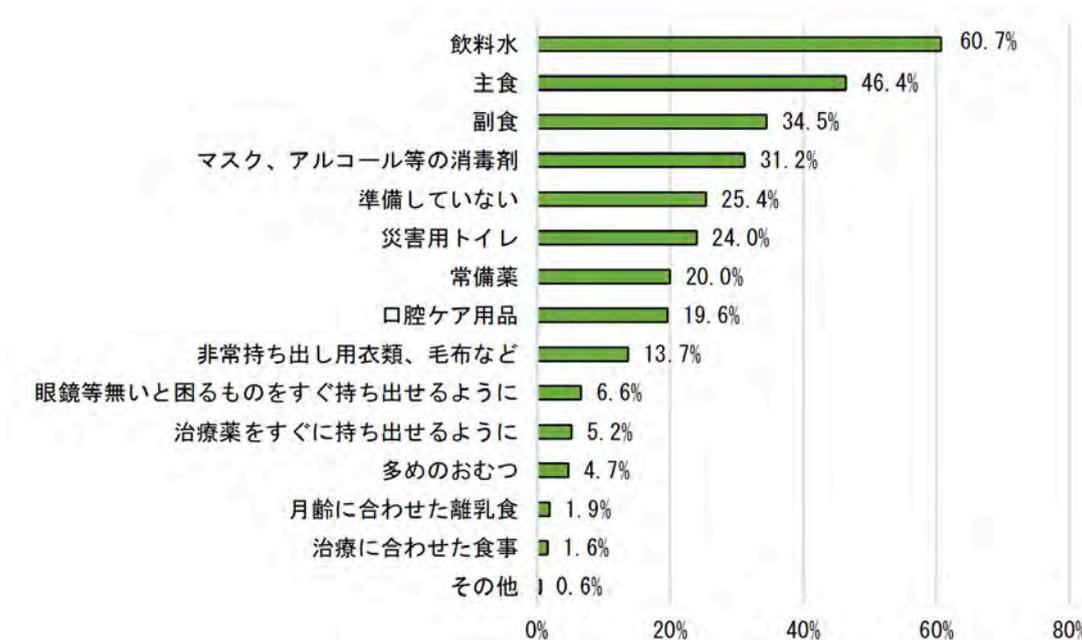
a 災害に備えた対策

災害発生時、ライフラインが寸断されて断水が続くと、歯みがきや義歯の手入れなどの口腔ケアが行き届かず、口腔内を清潔に保つことが困難になります。

食生活の変化や、十分な水分摂取ができないことから、歯や口腔内に汚れがたまって、むし歯や歯周病になりやすくなり、普段からむせやすい高齢者は、口腔内の細菌が原因で誤嚥性肺炎を引き起こしやすくなります。

令和2年度(2020年度)の横浜市調査では、災害に備えて歯ブラシ、デンタルリンスなどの「口腔ケア用品」を準備している人は19.6%です。災害時の口腔ケアの重要性や、非常持出品に歯ブラシ、デンタルリンスなどの口腔ケア用品を準備しておくことについて普及啓発が必要です。

図5-19 災害に備えた準備（令和2年度（2020年度））（複数回答）



出典：健康に関する市民意識調査

b 情報共有と情報発信

歯科医療関係者、保健医療関係者をはじめとした関係機関・団体間での取組や連携が促進されるよう、各分野における各種連絡会等を通じて、歯科口腔保健に関する情報共有を行うことが大切です。

高齢者や障害者、外国人は情報収集の手段が限られ、必要な情報を受け取りにくい状況があるため、やさしい日本語や多言語に対応する視点も必要です。また、若い世代は日常的な情報はSNSで入手する傾向が高まっています。対象者に応じて、情報の内容や発信方法の工夫が求められています。

c 実態把握

妊娠期から高齢期までの各ライフステージや対象像に対して行われる歯科健康診査の結果や、事業評価、アンケートをはじめとした意識調査等の結果から、市民の歯科口腔保健の現状分析を行っています。今後も、市民の歯科口腔保健の実態を分析し、ニーズの把握を進めることが必要です。

(2)取組の方向性

歯科口腔保健の推進に当たり、目標を設定するとともに、人の生涯を経時的に捉えた健康づくりであるライフコースアプローチの重要性を踏まえ、各ライフステージ・対象像の特徴や課題に応じた施策・取組を、関係者がそれぞれの立場から推進していきます。

ア 基本目標

「歯と口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たす」という条例の基本理念の下、横浜市における歯科口腔保健の現状と課題を踏まえ、「生涯を通じて食事や会話ができる」という基本目標を設定します。

イ 行動目標

基本目標を達成するため、「むし歯・歯周病を予防する」、「口腔機能の健全な発育・発達、維持・向上に努める」という2つの「行動目標」を設定します。2つの「行動目標」は、それぞれ単独で達成するものではなく、互いに影響し合うものです。行動目標は、歯科口腔保健にかかる健康行動の中から重要なものを設定しています。

(3)関係者の役割

総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進には、関係者の理解と協力が不可欠です。市民、横浜市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、地域活動団体及び事業者等の関係者が、それぞれの立場から歯と口腔の健康づくりを推進していきます。

ア 市民

生涯を自分の歯で過ごし、健康で豊かな生活を維持していくためには、自らが、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、毎日の適切な口腔ケア、定期的な歯科健診の受診などにより、むし歯や歯周病などの予防や早期治療に取り組み、生涯を通じて食事や会話ができるよう目指します。

イ 横浜市

市民の主体的な歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進し、健康寿命の延伸につなげるためには、歯科医療等関係者及びその他事業者・関係機関・団体等と連携しながら、様々な施策を展開します。

また、国や県の動向を注視するとともに、地域の歯科口腔保健の現状を把握し、その課題解決に向けて確かな医学的根拠に基づく知識や情報を適切に発信し、歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上に向けた取組を推進していきます。

ウ 歯科医療等関係者(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等)

かかりつけ歯科医や施設の協力歯科医療機関として、定期的な歯科健診や専門的な口腔ケアを提供します。

また、歯科口腔保健を推進するため、市や関係機関等が実施する施策や事業へ協力し、良質かつ適切な歯科医療及び歯科口腔保健指導を実施するとともに、歯周病と全身疾患との関連性や全身の健康を守るための歯科口腔保健の重要性について普及啓発します。

さらに、自らの技術の向上と知見を深めるために、研修や人材育成等をすすめます。

エ 保健医療等関係者、地域活動団体及び事業者等(保健、医療、福祉、介護、保育、教育)

歯と口腔の健康が全身の健康の維持・向上に重要な役割を果たすことを理解し、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

歯科医療等関係者と連携して、子どもとその養育者、事業所の従業員、地域住民、並びに日常生活において適切な口腔ケア等が困難な人の家族や支援者に対し、歯科疾患予防の重要性や口腔機能の維持・向上等の歯と口腔の健康づくりについて普及啓発します。

3 歯科口腔保健の推進に関する施策

(1) ライフステージ・対象像に着目した施策

ア 妊娠期

(ア) 妊娠中の歯科健診の受診勧奨と正しい知識の普及啓発

- a 妊娠中の口腔ケアの重要性について理解を深め、この時期から家族の歯と口腔の健康づくりに関心が持てるよう、母子健康手帳の交付時に面接を行うほか、個別の相談や健康教育等で正しい知識の普及啓発を行います。
- b 産婦人科の受診をはじめとした妊娠期の様々な機会にあわせて、妊婦歯科健康診査の受診の必要性や、かかりつけ歯科医を持ち、継続的に歯科健診を受ける重要性を多くの妊婦が認識できるよう啓発を行います。

イ 乳幼児期

(ア) 健全な口腔機能の育成

- a 個別の相談や健康教室でのむし歯予防に加え、指しゃぶりといった口腔習癖の相談や、離乳食教室等で離乳食や幼児食の食べ方などの普及啓発を行い、健全な口腔機能の発達の支援に取り組みます。

(イ) 本人と養育者への支援

- a 食事や間食の習慣等の生活環境、むし歯の状況等の健康状態、養育者の状況や考えを把握し、適切に養育ができるよう支援します。
- b 子育て支援を行う職域や地域の支援者へ歯科口腔保健の正しい知識を啓発し、市民に正しい情報を発信していただけるように研修を実施します。
- c かかりつけ歯科医をつくり、口腔機能の発達段階に応じた適切な支援を受ける重要性を普及啓発します。
- d 全市で実施する乳幼児健康診査や教室等の歯科口腔保健の向上を目的とした事業において共通媒体を用い、指導・相談の質を確保します。
- e 日本語での情報収集が難しい外国人に対し、外国語版啓発媒体を用いて歯科口腔保健の正しい知識を啓発し、適切に養育できるよう支援します。

ウ 学齢期

(ア)適切な生活習慣の獲得

- a 児童・生徒が歯と口腔の健康の大切さについて理解を深め、主体的にむし歯や歯肉炎予防のセルフケアに取り組み、歯や歯肉の状態を自ら観察できる力を育てるため、啓発に取り組みます。
- b 噛む、飲み込むなどの口腔機能の発育・発達を促す食習慣の形成のため、食育と連携した取組を行います。
- c むし歯や歯肉炎を予防するため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることを促します。

(イ)特性等に応じた支援

- a 児童・生徒の発達の段階や特性等に応じた歯科口腔保健指導について教職員や保護者へ啓発を行い、歯と口腔のケアの重要性に関する理解を深めます。

(ウ)関係者との連携

- a 就学前・小学校・中学校における個人や地域を視点とした歯科口腔保健の連携を推進します。

エ 成人期

(ア)セルフケアや定期的な歯科健診

- a むし歯や歯周病の予防のため、適切なセルフケアの習慣が身に付くよう啓発します。
- b かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。
- c 成人期の特徴をとらえ、学校や事業所等と連携した、学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、各世代に応じた必要な情報を啓発します。
- d 糖尿病と歯周病の関係性等、歯と口腔の健康づくりの必要性や、日常における歯と口腔の健康づくりに関する情報を入手しやすい方法で発信します。

(イ)生活習慣病対策との連携

- a 糖尿病等の生活習慣病対策と連携し、全身疾患と歯科疾患との関連性の啓発や、生活習慣改善の支援に取り組みます。

(ウ)オーラルフレイルの認知度

- a オーラルフレイルが、ささいな口腔機能の低下から始まることを理解し、口腔機能を維持できるよう関係機関・団体等と連携して、普及啓発に取り組みます。

オ 高齢期

(ア) 歯科疾患の予防と口腔機能の維持

- a 歯の喪失や加齢等に伴う口腔状況の変化に応じて、適切な口腔ケアの習慣が身に付くよう啓発します。
- b かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。
- c 地域の介護予防活動グループ等の団体や関係機関及び保健、医療、福祉、介護の多職種と連携して、市民や関係職種がオーラルフレイルに関する理解を深め、予防や口腔機能の維持改善に取り組めるよう、普及啓発に取り組みます。

(イ) 要介護高齢者の特性に応じた支援

- a 歯の喪失や口腔機能低下を予防し、「食べる」、「話す」機能を長く維持できるように、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康の重要性について理解を深め、本人が日常的に適切な口腔ケアを受けられるように支援します。

カ 障害児及び障害者

(ア) 障害児及び障害者の特性に応じた支援

- a 歯の喪失や口腔機能低下を予防し、「食べる」、「話す」機能を長く維持できるように支援します。
- b 本人、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康の重要性について理解を深めます。
- c 身近な地域で、かかりつけ歯科医による口腔ケアを受けられるよう、歯科医療等関係機関と連携して環境整備を進めます。
- d 障害福祉の関係機関・団体等と連携し、障害児及び障害者の特性に応じた歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発に取り組みます。

(2) ライフステージ・対象像に共通して推進する取組

ア 災害に備えた対策

(ア) 災害時の口腔ケアの普及啓発

- a 災害時の口腔ケアの重要性や、飲料水等の確保が難しい場面での口腔ケアの方法等についての普及啓発を進めます。
- b 避難グッズに歯ブラシ、デンタルリンスなどの口腔ケア用品の準備をしておくよう普及啓発を進めます。

イ 情報共有と情報発信

(ア) 関係機関・団体等との適切な情報の共有及び市民への情報発信

- a 関係機関・団体等の連絡会等の場において、情報共有を行い、情報発信・意見交換を進めます。また、機関紙・広報誌等と連携した広報を行います。
- b 歯や口腔の健康に関する各種リーフレットのやさしい日本語版、多言語版を作成し、情報発信を進めます。

ウ 実態把握

(ア) 歯科口腔保健の実態把握

- a 妊娠期から高齢期までの各ライフステージや対象像等に対して行われる歯科健康診査の結果や、歯科口腔保健事業等から得られる情報を収集し、市民の歯科口腔保健にかかる実態分析を進めます。
- b 市民の歯科口腔保健にかかる実態分析とあわせ、県や国等有するデータを積極的に活用し、課題の抽出やニーズの把握を行います。

4 推進・評価体制

「健康横浜21推進会議」の部会として、「歯科口腔保健推進検討部会」を設置しています。

歯科口腔保健推進計画の推進に当たって、市は、各施策の進捗状況や各種指標の達成状況を適宜把握し、健康横浜21推進会議及び歯科口腔保健推進検討部会（以下「両会議」という。）を通じて共有していきます。また、両会議は、市に対し、歯科口腔保健の推進に関して適宜必要な提言を行います。

市は、両会議からの提言や、把握した検証結果に基づき評価を行います。

5 計画の評価

(1) 評価スケジュール

歯科口腔保健推進計画は、国が定めた「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づいて推進する「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」を踏まえた「第3期健康横浜21」及び、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）にあわせ、令和6年度（2024年度）から令和17年度（2035年度）の12年間を計画期間とします。また、目標達成に向けた効果的な施策展開を図るため、第3期健康横浜21とあわせて、令和11年度（2029年度）には中間評価、計画最終年の前年度である令和16年度（2034年度）には、取組の最終評価を実施します。

(2) 評価と指標設定の考え方

基本目標及び行動目標の達成度を測るため、ライフステージにあわせて設定した12の「指標」の変化を確認して評価します。「指標」は、適切な進捗管理と評価を行うことで、さらなる取組の推進を図ることができるものを選定しています。「指標」の設定に当たっては、国の指標や、最終評価まで安定して把握できることも考慮しています。

また、「指標」に加え、歯科口腔保健の推進に関する施策の立案や「第2期健康横浜21」、「取組指標」の経年変化を捉えた検証等に活用するため、「参考指標」を設けます。

図5-20 目標・指標とライフステージの関係

基本目標		生涯を通じて食事や会話ができる											
		指標											
行動目標	むし歯・歯周病を予防する	妊婦歯科健康診査受診率	3歳児でむし歯のない者の割合	3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合	12歳児でむし歯のない者の割合	中学生における歯肉に異常のある者の割合	20歳以上における未処置歯を有する者の割合	40歳以上における歯周炎を有する者の割合	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	20代～60代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合	20代～60代における「オーラルフレイル」の言葉を知っている者の割合	50歳以上におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合
	口腔機能の健全な発育・発達、維持・向上に努める												
ライフステージ	妊娠期	●											
	乳幼児期		●	●									
	学齢期				●	●							
	成人期						●	●	●	●	●	●	●
	高齢期						●	●	●	●	●	●	

表5-2 指標及び参考指標一覧

(1) 指標

1	妊婦歯科健康診査受診率
2	3歳児でむし歯のない者の割合
3	3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合
4	12歳児でむし歯のない者の割合
5	中学生における歯肉に異常のある者の割合
6	20歳以上における未処置歯を有する者の割合(年齢調整値)
7	40歳以上における歯周炎を有する者の割合(年齢調整値)
8	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)
9	20代～60代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
10	20代～60代における「オーラルフレイル」の言葉を知っている者の割合
11	50歳以上におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合(年齢調整値)
12	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合

(2) 参考指標

1	12歳児の1人平均むし歯数
2	20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合
3	40代における歯周炎を有する者の割合
4	20代～30代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
5	40代～50代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
6	60代におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合
7	口腔衛生に関する取組を行う障害(児)者施設の割合

(3) 目標値

目標値の設定については、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)」(歯・口腔の健康づくりプラン)等の目標値を参考にしつつ、令和6年度(2024年度)の策定時値を予測し、最終評価時に、その値が相対的に5%以上改善することを基本的な考え方としています。

また、一部の指標の目標値については、年齢構成の異なる集団を比較するため、調査結果に年齢構成を調整した値(年齢調整値)を用いています。

表5-3 目標値一覧

	指標	直近値		目標値		目標の方向	出典
		%	把握年度	%	把握年度		
1	妊婦歯科健康診査受診率	43.6	R04(2022)	40*	R06(2024)	増加	地域保健・健康増進事業報告
2	3歳児でむし歯のない者の割合	94.8	R04(2022)	90*	R06(2024)	増加	地域保健・健康増進事業報告
3	3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合	1	R04(2022)	0	R14(2032)	減少	3歳児健康診査結果
4	12歳児でむし歯のない者の割合	68.7	R03(2021)	72.2	R14(2032)	増加	神奈川県定期歯科検診結果に関する調査(横浜市分)
5	中学生における歯肉に異常のある者の割合	16.4	R03(2021)	15.5	R14(2032)	減少	神奈川県定期歯科検診結果に関する調査(横浜市分)
6	20歳以上における未処置歯を有する者の割合(年齢調整値)	23.0	R02(2020)	20	R14(2032)	減少	県民歯科保健実態調査(横浜市分)
7	40歳以上における歯周炎を有する者の割合(年齢調整値)	65.3	R02(2020)	60	R14(2032)	減少	県民歯科保健実態調査(横浜市分)
8	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)	18.4	R02(2020)	15	R14(2032)	減少	県民歯科保健実態調査(横浜市分)
9	20代～60代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合	48.2	R02(2020)	55	R14(2032)	増加	健康に関する市民意識調査
10	20代～60代における「オーラルフレイル」の言葉を知っている者の割合	17.5	R02(2020)	20	R14(2032)	増加	健康に関する市民意識調査
11	50歳以上におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合(年齢調整値)	71.8	R02(2020)	80	R14(2032)	増加	県民歯科保健実態調査(横浜市分)
12	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	55.6	R02(2020)	60	R14(2032)	増加	県民歯科保健実態調査(横浜市分)

* 横浜市子ども・子育て支援事業計画で設定した令和6年度の目標値を歯科口腔保健推進計画の目標値とし、横浜市子ども・子育て支援事業計画にて新たな目標値を設定後、歯科口腔保健推進計画の目標値として改めて設定する。

6 資料編

(1) 各種調査の概要

ア 健康に関する市民意識調査

調査目的	市民の健康づくりの指針となる「第2期健康横浜21」（計画期間：平成25年度～令和4年度）の最終評価及び第3期計画策定の基礎資料とする。
調査対象	(1) 横浜市に居住している20～59歳の男女 (2) 横浜市に居住している60～69歳の男女
抽出方法	(1) インターネット調査会社に登録している横浜市内在住のモニターにアンケート依頼を配信 (2) 住民基本台帳からの無作為抽出（2,700人）
調査方法	(1) インターネットによるアンケート調査 (2) 郵送によるアンケート調査
回収数	(1) 10,981人 (2) 1,493人（回収率55.3%） 合計12,474人
調査期間	(1) 令和3年1月15日～令和3年1月25日 (2) 令和3年1月15日～令和3年1月31日
設問分野	健康管理、新型コロナウイルス感染症、健診・がん検診、食生活、運動習慣、タバコ、飲酒、睡眠、歯・口の健康、健康を維持するための災害時の備え、地域とのつながり
実施主体	横浜市
URL	https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/ishiki/kenko/survey.html

イ 県民歯科保健実態調査（成人）

調査目的	神奈川県における成人の歯科保健の実態を把握し、歯科保健対策の推進に必要な基礎資料を得ると共に、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画等各種県計画の評価としての活用を図り、県民の健康増進の推進に役立てる。
調査対象	神奈川県歯科医師会会員の歯科診療所に来院した調査日に20歳以上の県内在住の初診患者（再初診患者を含む）または当該歯科診療所が訪問診療を行った患者。※対象者の県内地域バランスを考慮して実施
調査方法	口腔内診察及び問診
調査数	神奈川県全体：約6,000人（通院：約5,000人、訪問：約1,000人） 横浜市：2,248人
調査日	令和2年6月15日から令和3年3月26日のうち1日
調査内容	属性、口腔内状況、歯科保健行動、生活習慣（運動、喫煙等）、歯科保健に関する知識（全身と歯周疾患との関係、歯科関連用語の確認等）
実施主体	神奈川県
URL	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f417679/r2-kenminshikahokenkekka.html

(2) 関係法令等

ア 歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるも

のと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

イ 横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例

(平成31年2月25日)

(条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。)、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者(労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持増進並びにこれらの機能の維持向上を図ることをいう。

(2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。

(3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(4) 保健医療等関係者 保健、医療、福祉又は教育に係る業務に従事する者であって歯科口腔保健に関する業務を行うもの(歯科医療等関係者を除く。)及びこれらの者で組織する団体をいう。

(5) 歯科検診 歯及び口腔の検診(健康診査及び健康診断を含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) 歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしているという認識の下、市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組を推進すること。

(2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯並びに口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

(3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育、食育その他の歯及び口腔の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、神奈川県、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めるものとする。

3 市は、市民が歯科口腔保健に関する理解を深め、市民による歯科口腔保健に関する活動への参加を促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、歯科検診及び歯科保健指導を活用する等、生涯にわたって日常生活において自ら歯科口腔保健の取組を行うよう努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第6条 歯科医療等関係者は、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

2 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健(歯及び口腔の機能の回復によるものを含む。)の推進に関し、保健医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者及び事業者の責務)

第7条 保健医療等関係者は、その業務において、歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、日常生活において歯科口腔保健に関する取組が困難な者に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健の推進に関し、歯科医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組の推進に関すること。

(2) 市民が、定期的に歯科検診を受けるための勧奨及び必要に応じて歯科保健指導を受けるための勧奨に関すること。

(3) 妊娠中における歯科口腔保健の推進並びに歯科口腔保健を通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること。

(4) 乳幼児期及び学齢期(小学校就学の始期から満18歳に達するまでの期間をいう。)における歯科口腔保健の推進及び歯科口腔保健を通じた健全な育成に関すること。

(5) 成人期(満18歳から満65歳に達するまでの期間をいう。)における歯科口腔保健の推進に関すること。

(6) 高齢期における歯科口腔保健の推進に関すること。

(7) 障害児及び障害者の歯科口腔保健の推進に関すること。

- (8) 歯科口腔保健の観点からの食育及び糖尿病その他の生活習慣病に対する対策の推進に関すること。
- (9) 喫煙による口腔内への影響に対する対策の推進に関すること。
- (10) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者に対する情報の提供その他連携強化を図るための体制の整備に関すること。
- (11) 災害時における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関すること。

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第9条 市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画(以下「歯科口腔保健推進計画」という。)を定めるものとする。

2 市は、歯科口腔保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づき策定する健康増進計画と整合性を図るとともに、市域における官民データ(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第1項に規定する官民データをいう。)を活用するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(意見聴取)

第11条 市長は、歯科口腔保健推進計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たっては、横浜市附属機関設置条例(平成23年12月横浜市条例第49号)に基づく健康横浜21推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市歯科口腔保健推進計画

令和6年(2024年)3月
横浜市健康福祉局 健康推進課
〒231-0005
横浜市中区本町 6-50-10
TEL:(045)671-2454
FAX:(045)663-4469

横浜市歯科口腔保健推進計画に基づく主な取組予定（令和6年度）

ライフステージ・対象像	行政の取組	関係機関・団体の取組（関係機関・団体名）
妊娠期	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時の面接や、妊婦への個別相談、初めて親となる養育者を対象にした健康教育等で、妊娠中の口腔ケアの重要性や、家族の歯と口腔の健康づくりに関心が持てるよう、正しい知識の普及啓発。 産婦人科の受診等の機会にあわせた妊婦歯科健康診査の受診の必要性や、かかりつけ歯科医を持つことの重要性の啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援の場において妊娠中の口腔ケアの大切さを伝える。（保健活動推進委員会） 薬局にてリーフレットを配布し啓発活動を実施。（横浜市薬剤師会） 母親教室や地域での子育て支援拠点で関わる機会がある妊婦に対し、妊娠中の食生活とともに妊娠と歯周病の関係等、口の健康づくりの視点を持ってアドバイスができるようにする。（神奈川県栄養士会） 横浜市妊婦歯科健康診査事業に協力し、妊婦歯科健診を会員歯科診療所にて実施するほか、実施歯科医療機関の増加、健診受診率の向上に取り組む。（横浜市歯科医師会） 行政が実施する歯科医師を対象とした妊婦歯科健康診査事業研修に講師の派遣等を行う。（横浜市歯科医師会） 妊娠中は口腔内の環境が悪化することが多いこと、歯周病は低体重児出生の一因になることから、妊娠中の歯科口腔保健に関する指導を会員歯科診療所等にて実施する。（横浜市歯科医師会） 本会が運営するサイト「教えて！めばえちゃん こどもの歯の応援室」を通して妊娠期の歯科口腔保健の啓発活動を実施する。（横浜市歯科医師会） 食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。（横浜市食生活等改善推進員協議会）
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> 児の歯や口腔について心配ごとのある養育者を対象とした相談窓口の設置や保健指導。 1歳6か月児健診で、むし歯のリスクのある児の養育者を対象に、継続的なアドバイスを実施するなど、健全な口腔機能の発達の支援。 地域子育て支援拠点等で対象の月齢に合わせた、むし歯予防などの健康教育の実施。 保育・教育施設に入所している児童の歯科健診や、施設職員を対象とした口腔疾患予防や口腔機能等に関する研修の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援の場において、こどもの口腔ケアの必要性を伝える。（保健活動推進委員会） 子育て中の保護者を対象としたイベントとして、歯科衛生士を招いて「子供の歯の困りごと」「保護者の歯のケア」をテーマに講演会を実施する。（横浜市駒岡地域ケアプラザ） 薬局にてリーフレットを配布し啓発活動を実施。（横浜市薬剤師会） 区の福祉保健センターで実施される1歳6か月児及び3歳児の乳幼児歯科健診、保育・教育施設における歯科健診や歯科口腔保健指導・教育、会員歯科診療所での診療を通して健全な口腔機能の発達支援、むし歯や歯肉炎等の予防をはかる。（横浜市歯科医師会） 「歯科健診乳幼児健康診査歯科健診マニュアル第2版」を令和6年3月に発行し、4月に会員歯科医師に冊子を配布した。本マニュアルを活用し、統一した見解での歯科健診を実施する。（横浜市歯科医師会） 本会が運営するサイト「教えて！めばえちゃん こどもの歯の応援室」を通して乳幼児期の歯科口腔保健の啓発活動を実施する。（横浜市歯科医師会） 歯科健診、診療を通して児童虐待の早期発見につとめているほか、会員歯科医師に対して児童虐待に関する啓発をおこなうことで、乳幼児の健やかな成長を支える。（横浜市歯科医師会） 乳幼児期に関わる会員にむけ、子どもの口腔機能の発達について研修会を実施する。（神奈川県栄養士会） 地域子育て支援拠点等で行う離乳食教室、栄養相談で対象の月齢、咀嚼能力に合わせたアドバイスを行う。（神奈川県栄養士会） 食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。（横浜市食生活等改善推進員協議会）
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> むし歯や歯肉炎予防に自ら取り組める力を育てるため、歯科衛生士による児童・生徒への巡回指導。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒、学生の健康の保持、増進をはかるため、学校歯科医が学校教育の円滑な実施に協力する。具体的には歯科口腔保健管理として歯科健診や健康相談、養護教諭や学級担任による個別指導や健康相談への指導助言、学校保健委員会や地域学校保健委員会での指導助言、スポーツと学校歯科医学を通じた学校安全への参画を行う。（横浜市歯科医師会） 歯科口腔保健教育として、歯と口腔に関する学習や保健指導に必要な教材や資料の提供及び助言を行う。（横浜市歯科医師会） 「食べる力」を育てるため、食育を通して栄養教諭と歯科の連携。（神奈川県栄養士会） 地域のこども料理教室開催の機会において、参加者（親子）を対象に、よく噛んで食べることの大切さについて講話を実施。（神奈川県栄養士会） 食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。（横浜市食生活等改善推進員協議会） 薬局にてリーフレットを配布し啓発活動を実施。（横浜市薬剤師会）
成人期	<ul style="list-style-type: none"> 横浜健康経営認証制度等を通じた事業所との連携や、大学や専修学校と連携した、歯周病やオーラルフレイル予防の重要性の啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のイベントの機会にオーラルフレイル予防の必要性を伝える。（保健活動推進委員会） 薬局にてリーフレットを配布し啓発活動を実施。（横浜市薬剤師会） 産業保健関係者に対し、口腔ケアと全身の健康との関係について研修を実施。（神奈川産業保健総合支援センター） 糖尿病、心疾患、誤嚥性肺炎等、全身疾患と歯科疾患との関連についての啓発、関係機関・団体と連携した活動を行う。（横浜市歯科医師会） 所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所にて40歳、50歳、60歳、70歳を対象にした歯周病検診を実施する。（横浜市歯科医師会）

	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病等の生活習慣病対策の健康教室での全身疾患と歯科疾患の関係性の啓発や、生活習慣病のハイリスク者への歯科受診の勧奨。 	<ul style="list-style-type: none"> 所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所を糖尿病医科歯科連携登録医療機関と定め、登録医療機関を中心に糖尿病の重症化予防に取り組む。 (横浜市歯科医師会) 酸を扱う事業場が法律で6か月毎に義務付けられている歯牙酸蝕症健診(特殊歯科健診)の実施率向上につとめ、事業場で働く労働者の歯科口腔保健管理を行うほか、労働環境の改善を行う。(横浜市歯科医師会) 糖尿病等の生活習慣病対策の健康教室や特定保健指導において、全身疾患と歯科疾患の関係性の啓発や、生活習慣病のハイリスク者へ歯科受診を勧奨。 (神奈川県栄養士会) 食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。(横浜市食生活等改善推進員協議会)
<p>高齢期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の介護予防活動グループ等の団体や、事業所、関係機関等と連携したオーラルフレイル予防の普及啓発。 生活習慣病、介護予防等の観点や療養上の保健指導が必要な人の自宅に訪問し、本人、家族や介護者を対象に在宅での口腔ケア等の歯科保健指導。 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科衛生士を招いて、地域の高齢者向けに口腔についての講座を行う。(横浜市駒岡地域ケアプラザ) 地域の介護予防の講座や一人暮らしの方への訪問時において、オーラル予防の大切さやお口の体操を伝える。(保健活動推進員会) 薬局にてチェックシートを使用してオーラルフレイルのチェックを行う。(横浜市薬剤師会) 薬局にてオーラルフレイル予防の相談、ミニ講座を開催する。(横浜市薬剤師会) 薬局にてリーフレットを配布し啓発活動を実施。(横浜市薬剤師会) オーラルフレイル等に関する研修会を開催し、所定の研修を受講した会員を「オーラルフレイル相談医」、診療をおこなう会員歯科診療所を「オーラルフレイル・口腔機能低下症対応医療機関」と定め、オーラルフレイル等の相談、診療に対応する。(横浜市歯科医師会) 市民のオーラルフレイルの認知度が低いことから認知度向上につとめるほか、オーラルフレイルに関する講演や研修会を実施する。(横浜市歯科医師会) 横浜市の介護予防事業、地域ケアプラザGOGO健康等の栄養講話で、噛み応えと栄養の関連について、オーラルフレイルを予防する視点を盛り込む。 (神奈川県栄養士会) 在宅での訪問栄養食事指導において、歯科医師、歯科衛生士と情報共有し、口腔ケアを通して口から食べられる状態を維持する。(神奈川県栄養士会) 食育啓発の場において、実りの世代に対して「口から食べることの大切さ」を伝える。(横浜市食生活等改善推進員協議会)
<p>障害児 及び 障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害者施設で働く看護師や支援員等を対象とした、利用者の摂食嚥下や口腔ケアに関する巡回相談及び研修の実施。 障害福祉の関係機関・団体等と連携し、本人、家族や介護者に対する歯と口腔の健康の重要性や、特性に応じた歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発。 在宅で生活や療養をされている障害児及び障害者等を対象とした、口腔ケアの実態や歯科健診の受診状況等の歯科口腔保健に関する現状の把握。 	<ul style="list-style-type: none"> 薬局にてリーフレットを配布し啓発活動を実施(横浜市薬剤師会) 当会が開催する福祉大会にて、昭和大学歯学部スペシャルニーズ医学講座から講師を招いて口腔ケア研修会を開催し、研修にあわせて歯科衛生士から実技指導を受ける。行政機関へは協力歯科医院との連携システムの構築と二次医療機関の新設を要望していく。(横浜市心身障害児者を守る会連盟) 所定の研修会を修了した会員が在籍する歯科診療所を心身障害児者歯科診療協力医療機関と定め、横浜市歯科保健医療センターおよび心身障害児者歯科診療協力医療機関を中心とする会員歯科診療所において、高次歯科医療機関と連携し、障害児・者の歯科診療や歯科口腔保健指導を行う。 (横浜市歯科医師会) 医療的ケア児・者は歯科受診率が低いため、横浜市歯科保健医療センターで訪問歯科診療を実施することで歯科口腔保健の啓発を行う。(横浜市歯科医師会) 障害福祉の関係機関・団体等からの依頼に応じて、横浜市歯科保健医療センター職員が障害児・者の歯科口腔保健に関する講演等を行う。(横浜市歯科医師会) 市内の障害児・者歯科診療を担う高次歯科医療機関の担当者として、障害児・者の歯科診療及び歯科口腔保健について協議、意見交換を行う。(横浜市歯科医師会) 障害児者、障害者の施設での栄養管理において、歯と口に関する取組についても重要と捉え、情報共有をする。(神奈川県栄養士会)
<p>共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歯周病やオーラルフレイル予防等の健康教育において、災害時の口腔ケアの重要性や、口腔ケア用品の準備について普及啓発。 関係機関・団体等の連絡会等の場での情報共有や情報発信・意見交換。 やさしい日本語や多言語版の歯科口腔保健に関するリーフレットの作成。 妊婦歯科健康診査、乳幼児健診、歯周病検診等の結果や、意識調査等による歯科口腔保健の実態把握。 県や国等が有するデータを活用した本市の課題抽出とニーズの把握。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での歯科口腔保健の推進に向け、関係団体の協力を得て研修を行う。(保健活動推進員会) 歯科医師会とオーラルフレイル予防に関する情報共有を行う。(横浜市薬剤師会) 医師会とオーラルフレイル予防に関する情報共有を行う。(横浜市薬剤師会) 本会及び会員歯科診療所は全てのライフステージにおいて一貫して歯科健診に関与している市内唯一の団体、医療機関である特性を生かし、関係機関・団体との連携を重視、推進していくことで歯科口腔保健の充実をはかる。(横浜市歯科医師会) 関係機関・団体と連携して6～7月に歯と口の健康週間中央行事を開催するほか、歯と口の健康週間(6月4～10日)を中心に区歯科医師会においても歯と口の健康に関する啓発活動を行う。(横浜市歯科医師会) 平時より関係機関・団体と連携、調整し、災害時における歯科口腔保健活動の準備、対策を会員歯科診療所も含めて行う。(横浜市歯科医師会) 災害時において、噛みにくい等、配慮が必要な方々への食生活支援を歯科、行政と協力して行う。(神奈川県栄養士会) 栄養を考えた備蓄食品、災害時に活用できる簡単調理の方法などの普及啓発。(神奈川県栄養士会) 横浜市歯と口の健康週間・フェスティバルへの後援に協力。(神奈川県栄養士会) 健康チャレンジフェア、ハローヨコハマに出展ブースを設け、栄養相談アドバイスに応じる。(神奈川県栄養士会)

横浜市歯科口腔保健推進計画 概要版（案）

推進・評価体制

歯科口腔保健推進計画の推進にあたって、市は、各施策の進捗状況や各種指標の達成状況を適宜把握し、「健康横浜21推進会議」及び「歯科口腔保健推進検討部会」を通じて共有していきます。市は、「健康横浜21推進会議」及び「歯科口腔保健推進検討部会」からの提言や、把握した検証結果に基づき評価を行います。

計画の評価

評価スケジュール

目標達成に向けた効果的な施策展開を図るため、第3期健康横浜21とあわせて、令和11年度（2029年度）には中間評価、計画最終年の前年度である令和16年度（2034年度）には、取組の最終評価を実施します。

評価と指標設定の考え方

基本目標及び行動目標の達成度を測るため、ライフステージにあわせて設定した12の「指標」の変化を確認して評価します。「指標」は、適切な進捗管理と評価を行うことで、さらなる取組の推進を図ることができるものを選定しています。「指標」の設定にあたっては、国の指標や、最終評価まで安定して把握できることも考慮しています。

目標・指標とライフステージの関係

基本目標 生涯を通じて食事や会話ができる

		指 標													
行 動 目 標	むし歯・歯周病を予防する	妊婦歯科健康診査受診率	むし歯のない者の割合	むし歯のない者の割合	むし歯のない者の割合	中学生における歯肉に異常のある者の割合	20歳以上の歯周病を有する者の割合	40歳以上の歯周病を有する者の割合	19歳以上の歯周病を有する者の割合	40歳以上の歯周病を有する者の割合	20歳以上の歯科健診を受けた者の割合	20歳以上の歯科健診を受けた者の割合	20歳以上の歯科健診を受けた者の割合	50歳以上の歯科健診を受けた者の割合	80歳以上の歯科健診を受けた者の割合
	口腔機能の健全な発育・発達・維持・向上に努める														
ラ イ フ ス テ ー ジ	妊娠期	●													
	乳幼児期		●	●											
	学齢期				●	●									
	成人期						●	●	●	●	●	●	●	●	●
	高齢期						●	●	●	●	●	●	●	●	●

発行元情報

目的・計画期間

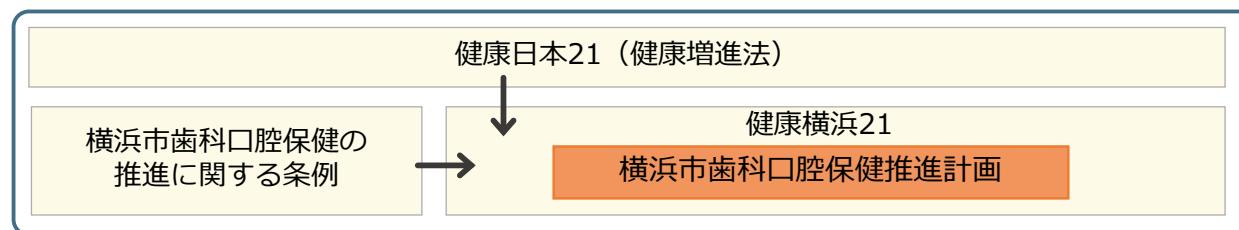
目的

歯と口腔の健康は、生活の質や心身の健康を保つ基礎であり、生涯を自分の歯で過ごし、健康を維持していくために、ライフステージに応じた取組は重要です。このような状況から制定された「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づいて、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「歯科口腔保健推進計画」を横浜市の総合的な健康づくりの指針である「第3期健康横浜21」と一体的に策定します。また、本市の関連する他計画や、国や県の計画等とも整合性を図りながら推進していきます。

健康で豊かな生活の実現に向け、歯と口腔の健康づくりに市民自らが取り組めるよう、行政、関係機関や団体がそれぞれに求められる役割を十分理解し、相互連携のうえライフステージ等の現状や課題に応じて、歯科口腔保健の推進に取り組むことを目指します。

計画期間

令和6年度（2024年度）から令和17年度（2035年度）まで



基本目標・行動目標

基本目標	生涯を通じて食事や会話ができる	
行動目標	むし歯・歯周病を予防する	口腔機能の健全な発育・発達・維持向上に努める

関係者の役割

歯科医療等関係者 (歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等)	市民	横浜市
<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ歯科医や施設の協力歯科医療機関として、定期的な歯科健診や専門的な口腔ケアを提供します。 市の施策等に協力し、適切な歯科医療及び歯科口腔保健指導を実施します。 自らの技術の向上等のため、研修や人材育成等をすすめます。 	<ul style="list-style-type: none"> 自らが歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、毎日の口腔ケアや定期的な歯科健診などにより、むし歯や歯周病などの予防や早期治療に取り組む、生涯を通じて食事や会話ができるよう目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医療等関係者及びその他事業者・関係機関・団体等と連携しながら、様々な施策を展開します。 国や県の動向を注視するとともに、地域の歯科口腔保健の現状を把握し、課題解決に向けて適切に情報発信し、取組を推進します。

保健医療等関係者、地域活動団体及び事業者等 (保健、医療、福祉、介護、保育、教育)

- 歯と口の健康の重要性について理解し、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりに取り組みます。
- 歯科医療等関係者と連携して、子どもとその養育者、事業所の従業員、地域住民、日常生活において適切な口腔ケアが困難な人の家族や支援者等に対し、歯と口腔の健康づくりについて普及啓発します。

歯科口腔保健の推進に関する 現状と課題・主な施策

ライフステージ・対象像に着目した 現状と課題・主な施策

ライフステージ・対象像に共通する 現状と課題・主な施策

妊娠期

現状と課題

妊婦歯科健康診査の受診率は増加傾向ですが、妊娠中は、ホルモンバランスの変化等により口の中の困りごとが生じやすく、歯と口腔の健康に関する重要な時期のため、引き続き啓発を行うことが必要です。

- 妊娠中の口腔ケアの重要性について理解を深め、この時期から家族の歯と口腔の健康づくりに関心が持てるよう、母子健康手帳の交付時に面接を行うほか、個別の相談や健康教育等で正しい知識の普及啓発を行います。
- 妊娠期の様々な機会にあわせて、妊婦歯科健康診査の受診の必要性や、かかりつけ歯科医を持ち継続的に歯科健診を受ける重要性を、多くの妊婦が認識できるよう啓発を行います。

乳幼児期

現状と課題

むし歯のない児が増える一方、一人で多くのむし歯がある児も存在しています。乳幼児期は口腔機能が発育・発達する大切な時期です。食生活や歯みがきの習慣なども確立に向かう時期なので、口腔機能の健全な発育・発達につながる生活習慣を身に付けられるよう支援等が必要です。

- むし歯予防に加え、指しゃぶりといった口腔習癖の相談や離乳食・幼児食の食べ方などの普及啓発など、健全な口腔機能の発達の支援に取り組みます。
- 食事や間食の習慣等の生活環境、むし歯の状況等の健康状態、養育者の状況や考えを把握し、適切に養育ができるよう支援します。
- かかりつけ歯科医をつくり、口腔機能の発達段階に応じた適切な支援を受ける重要性を普及啓発します。
- 日本語での情報収集が難しい外国人に対し、外国語版啓発媒体を用いて歯科口腔保健の正しい知識を啓発し、適切に養育できるよう支援します。

学齢期

現状と課題

12歳児の1人平均むし歯数は減少傾向ですが、成人期の歯周病や口腔機能低下を予防するため、栄養バランスの取れた食事を規則正しくとることや、よく噛んで食べる習慣、むし歯や歯肉炎を予防するためのセルフケアの方法を身に付けることが必要です。

- 児童・生徒が歯と口腔の健康の大切さに理解を深め、主体的にむし歯や歯肉炎予防のセルフケアに取り組み、歯や歯肉の状態を自ら観察できる力を育てるため、啓発に取り組みます。
- むし歯や歯肉炎を予防するため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることを促します。
- 児童・生徒の発達の段階や特性等に応じた歯科口腔保健指導について教職員や保護者へ啓発を行い、歯と口腔のケアの重要性に関する理解を深めます。

成人期

現状と課題

過去1年間に歯科健診を受診した人の割合は、男女とも若い年代で受診した人が少ない傾向でした。職域・地域の連携に着目した取組など、むし歯や歯周病、口腔機能低下の予防に取り組むことが必要です。

- むし歯や歯周病の予防のため、適切なセルフケアをする習慣や、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。
- オーラルフレイルを理解し、口腔機能を維持できるよう、普及啓発に取り組みます。
- 学校や事業所等と連携して、学生や働き世代への歯科口腔保健に関する情報を啓発します。
- 糖尿病等の生活習慣病対策と連携し、全身疾患と歯科疾患との関連性の啓発や、生活習慣改善の支援に取り組みます。

高齢期

現状と課題

自分の歯を多くもつ高齢者の割合は増えていますが、年齢が高くなるほど歯周病が進みやすくなります。また、オーラルフレイルが進むことで、要介護状態を引き起こすことが明らかになっています。いつまでも健康に生活できるよう、地域の介護予防の取組と連動させた本人や支援者への支援が必要です。

- 歯の喪失や加齢等に伴う口腔状況の変化に応じた適切な口腔ケアの習慣や、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。
- 市民や関係職種がオーラルフレイルに関する理解を深め、予防や口腔機能の維持改善に取り組めるよう、地域の介護予防活動グループ等の団体・関係機関や保健・医療・福祉・介護の多職種と連携して、普及啓発に取り組みます。
- 要介護高齢者の特性に応じて、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康について理解を深め、本人が適切な口腔ケアを受けられるよう支援します。

障害児及び障害者

現状と課題

障害（児）者入所施設において、歯科口腔保健の取組が進んでいますが、在宅で生活や療養をされている人の現状は明らかになっていません。障害児や障害者は、自ら口腔ケアを行うことなどが難しい場合があり、むし歯や歯周病のリスクが高い場合があります。障害の特性等に応じたきめ細やかな支援が必要であり、家族や介護者など支援者等の関わりが重要です。

- 歯の喪失や口腔機能低下を予防し、「食べる」、「話す」機能を長く維持できるように支援します。
- 本人、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康の重要性について理解を深めます。
- 身近な地域で、かかりつけ歯科医による口腔ケアを受けられるよう、歯科医療等関係機関と環境整備を進めます。
- 障害福祉の関係機関・団体等と連携し、障害児及び障害者の特性に応じた歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発に取り組みます。

災害に備えた対策

現状と課題

災害に備えて歯ブラシ・デンタルリンスなどの口腔ケア用品を準備している人は約2割でした。災害時の口腔ケアの重要性や、非常持出品に口腔ケア用品を準備しておくことの普及啓発が必要です。

- 災害時の口腔ケアの重要性や、飲料水等の確保が難しい場面での口腔ケアの方法等についての普及啓発を進めます。
- 避難グッズに歯ブラシ、デンタルリンスなどの口腔ケア用品の準備をしておくよう普及啓発を進めます。

情報共有と情報発信

現状と課題

関係機関・団体間での取組や連携が促進されるよう、各種連絡会等を通じた情報共有が大切です。高齢者や障害者、外国人は必要な情報を受け取りにくい状況があるため、やさしい日本語や多言語に対応する視点など、対象者に応じた情報の内容や発信方法の工夫が求められています。

- 関係機関・団体等の連絡会等の場において、情報共有を行い、情報発信・意見交換を進めます。また、機関紙・広報誌等と連携した広報を行います。
- 歯や口腔の健康に関する各種リーフレットのやさしい日本語版、多言語版を作成し、情報発信を進めます。

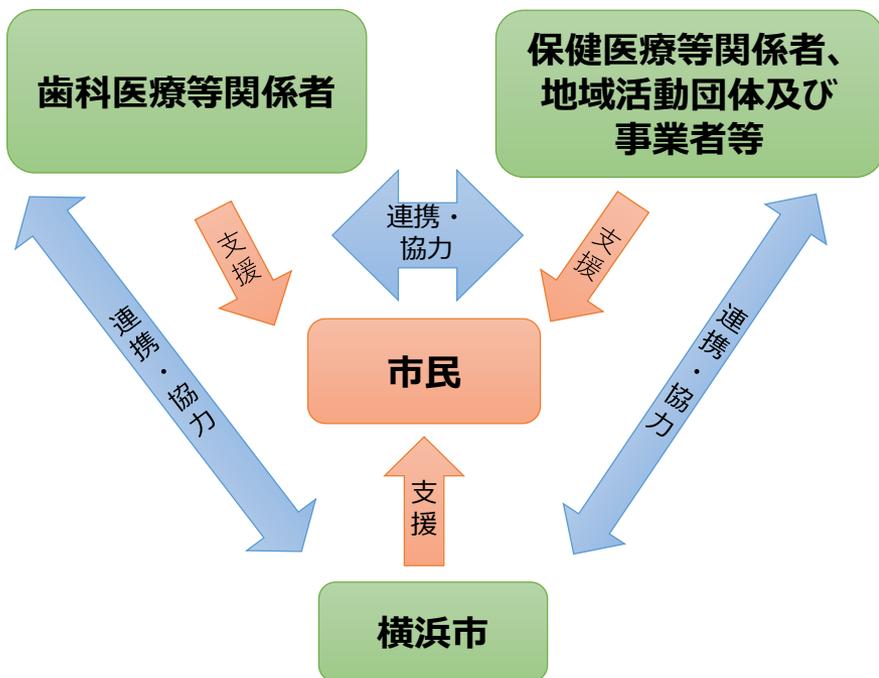
実態把握

現状と課題

各ライフステージや対象像に行われる歯科健康診査の結果や、事業評価、アンケートをはじめとした意識調査等の結果から、市民の歯科口腔保健の現状分析を行っています。今後も、市民の歯科口腔保健の実態を分析し、ニーズの把握を進めることが必要です。

- 歯科健康診査の結果や、歯科口腔保健事業等から得られる情報を収集し、市民の歯科口腔保健にかかる実態分析を進めます。
- 市民の歯科口腔保健にかかる実態分析とあわせ、県や国等有するデータを積極的に活用し、課題の抽出やニーズの把握を行います。

歯や口の健康を守るため
いろいろな人たちが支援します



歯科口腔保健推進計画について詳しくは [こちら](#)

たとえば次のような
横浜市の歯と口に関
するデータも掲載
しています。

8020の
達成状
況は？

歯周病と糖尿病の
関連を知っている
人の割合は？

二次元
コード

発行元情報

歯や口の健康のために

横浜市歯科口腔保健推進計画について

市民の皆さまが
歯と口の健康づくりに
取り組むことを目的に、
横浜市では計画を策定
しました。

その中で、皆さまに
行っていただきたいこと
をお知らせします。

デザインを委託予定



横浜市は、市民の皆さまが

生涯を通じて食事や会話ができる

ことを目指しています。

生涯を通じた
歯と口の健康
づくりのために

年代ごとに気をつけること・行うこと

幼少期からの生活習慣や健康状態は、成長してからの健康状態にも大きく影響します。
生涯を通じた健康づくりの取り組みが重要です。



妊娠期

乳幼児期

学齢期

成人期

高齢期

気をつけること

ホルモンバランスの変化などで口の中の困りごとがおきやすくなります。



歯が生え始め、むし歯ができることがあります。



むし歯のほか、歯肉炎になることもあります。



歯周病が進みやすくなります。

セルフケアや歯科健診がおろそかになりがちです。



むし歯や歯周病が進み、歯を失うおそれがあります。



噛む、飲み込むなどの口腔機能が低下した状態をオーラルフレイルといい、その兆候が表れ始めます。

行うこと

むし歯や歯周病の予防のためのセルフケアの習慣を身につけ、行います。

かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けます。

妊娠中の口腔ケアの重要性を理解し、妊婦向けの歯科健診を受けます。



よく噛んで食べることができる健康な口を育てます。

オーラルフレイルが、ささいな口腔機能の低下から始まることを理解し、お口の体操などに取り組みます。

災害時に口腔ケアができるよう、備えます。

すべての年代に共通して、障害のある方や、介護が必要な方に対しては、特に口腔ケアの支援が必要です。

第 3 期健康横浜 2 1 の評価基準の考え方について (令和 6 年 3 月 計画策定時点 案)

1 趣旨

第 2 期健康横浜 2 1 計画評価及び次期計画策定検討部会として、第 3 期健康横浜 2 1 の策定時点における評価基準の考え方をとりまとめ、中間評価及び最終評価のための基礎資料として引き継ぐ。

2 評価の流れ（案）

	中間評価	最終評価
データ収集	令和 10 年度の直近値	令和 15 年度の直近値
健康に関する 市民意識調査の実施	令和 10 年 7 月頃	令和 15 年 7 月頃
	※よこはま健康研究（横浜市立大学）とも要調整	
評価（策定）検討部会	令和 10 年度中に発足 令和 11 年度末まで	令和 15 年度中に発足 令和 17 年度末まで
評価結果とりまとめ	令和 11 年度中に中間評価案を とりまとめたうえで計画期間 後半の重点取組案を検討し、 パブコメを実施	令和 16 年度前半までに最終評 価をとりまとめ、次期計画の 検討資料として活用（最終評 価案のパブコメは不要）
評価結果の活用	令和 12 年度からの計画期間後 半の取組へ反映	令和 18 年度からの次期計画の 策定へ反映

3 評価基準案

第 2 期計画の計画策定時には、各指標の数値変化に関する評価基準を検討しておらず、計画の評価に当たって、まずそれを決定することが課題となった。このため、第 3 期計画では、計画策定時点の評価基準案を検討しておくこととする。

ただし、本市の EBPM 推進における統一的な考え方や、国から健康増進計画の評価基準が示されることも起こり得るため、評価基準案は状況に応じて見直すものと位置付ける。

<評価基準案>

指標分類		具体的な目標値を設定した指標	目標の方向のみを設定した指標
評価段階			
S	目標値に達した	目標値以上の改善	
A	目標に近づいた	計画策定時値と目標値の差の 30%以上の改善	計画策定時値から 相対的に 5%以上の改善
B	変化なし	SAC のいずれにも 当てはまらない	計画策定時値から 相対的に 5%未満の変化
C	目標から離れた	計画策定時値から相対的に 5%以上の悪化	
D	評価が困難	基準変更、調査項目変更に伴い、評価が困難	

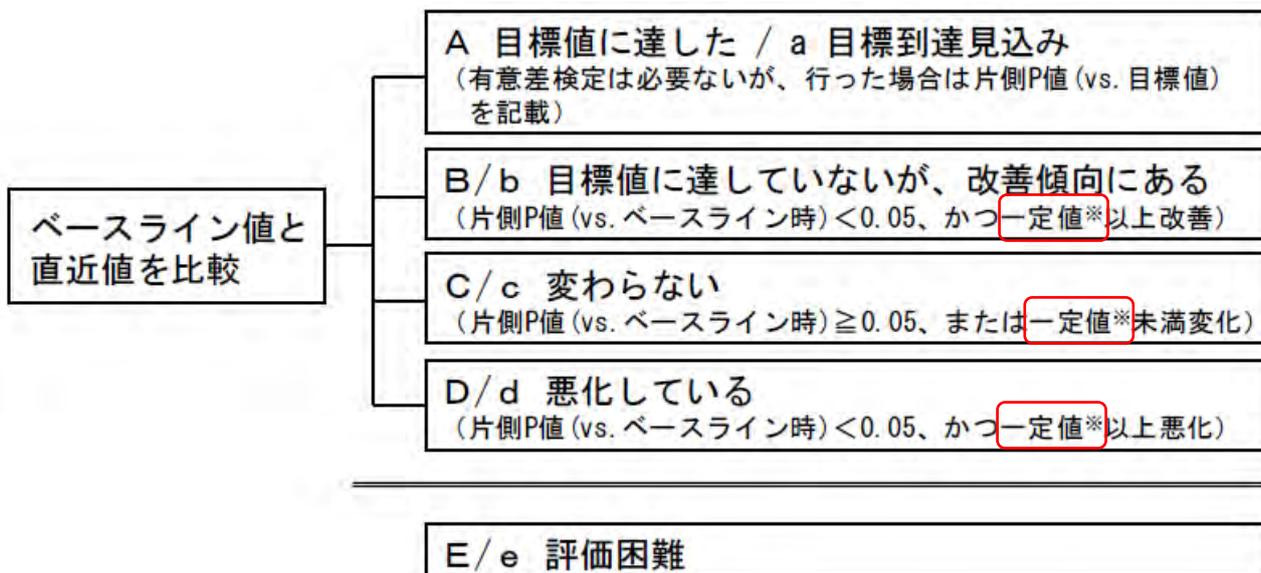
注 1) 一つの目標の下に複数の指標や男女別の指標がある場合については、健康日本 21 (第二次) の評価方法に倣って、S = 5 点、A = 4 点、B = 3 点、C = 2 点として平均を算出し (小数点以下五捨六入、D は除く)、目標を総合評価しつつ、詳細に各指標の結果を踏まえて考察していくこととする。

注 2) 評価のベースラインとなる「計画策定時値」とは、令和 6 年度までに把握できた最新のデータを意味しており、計画冊子に記載してある、目標値を算出するために用いた「直近値」とは異なる。

【参考①】第2期健康横浜21最終評価（令和4年6月）

評価段階	具体的な目標値を設定している指標		方向のみ設定の指標
	統計的な処理が可能	統計的な処理は不可	数値変化の方向
S	目標値に達した	目標値に達した	
A	目標に近づいた	A-ア 統計的に有意に改善	A-イ 3%以上の改善 目標と同じ方向
B	変化なし	B-ア 統計的に差がない	B-イ 3%未満の変化
C	目標から離れた	C-ア 統計的に有意に悪化	C-イ 3%以上の悪化 目標と逆の方向
D	評価が困難	基準変更、調査項目変更に伴い、評価が困難	

【参考②】健康日本21（第三次）における目標の評価（令和5年5月）



※「一定値」とは、以下の「最小変化範囲」のことをいう

- ・ベースライン値からの改善・不変・悪化の判断は、統計学的に有意かつ最小変化範囲以上の変化があるかどうかによって判断することとし、この「最小変化範囲」とは、「ベースライン値から目標値に向けて原則30%以上の改善」もしくは「ベースライン値から相対的に原則5%以上の悪化」とする。
- ・「(ベースライン値からの) 増加」「減少」が目標値となっている項目については、「有意かつベースライン値から相対的に原則5%以上の変化」で改善・悪化を判定する。

4 評価基準案に関する付帯事項

次の事項については、第3期計画の策定時点の考え方を整理しておくが、評価を行う時点で再確認するものとする。

(1) 有意差検定の必要性

第2期計画では有意差検定が可能な場合は行ってきたが、調査回答数の大小によって結果が左右されがちであることから、有意差検定は必須ではない（行っても構わないが、それが評価を決めるものではない）。

(2) 調査回答者数の付記

出典をあたり、調査回答数（n数）を捉え、評価結果に付記することに努める。

(3) 中間評価時値が目標値を上回った場合の対応

中間評価において「S：目標値に達した」となった指標については、次の①～③のいずれかの対応について検討する。

- ①目標値の上方修正を行い、計画期間後半の取組を強化する（健康課題の更なる改善が必要と判断）。
- ②目標値は修正せず、計画期間前半と同様の取組を継続していく（健康課題の改善を維持するために取組の継続が必要と判断）。
- ③目標値は修正せず、計画期間前半よりも取組の優先度を下げる（健康課題が改善されたと判断）。

なお、目標値の上方修正を行うにあたっては、計画原案冊子 p176 の表から「a_2 年分以上データあり改善傾向」を参考に「最終評価時までの延びを改めて予測したうえで、少なくとも、中間評価時値から相対的に5%よりも大きく改善することを見込んだ値を上方修正する目標値に設定する」とする。

<計画原案冊子 p176 の表に追記>

直接評価指標の目標値の設定方法		説明
国等と同値		国・県・本市等で策定した関連する計画・指針・ガイドライン等の目標値に合わせる。
a_2 年分以上データあり改善傾向		過去のデータが2年分以上あり改善傾向にある場合は、最終評価時までの延びを予測したうえで、少なくとも、策定時値から相対的に5%よりも大きく改善することを見込んだ値を目標値に設定する。
追記部分	中間評価時	<目標値の上方修正を行い、計画期間後半の取組を強化する場合> 最終評価時までの延びを改めて予測したうえで、少なくとも、 <u>中間評価時値</u> から相対的に5%よりも大きく改善することを見込んだ値を <u>上方修正する目標値</u> に設定する。
b_2 年分以上データあり悪化傾向		過去のデータが2年分以上あり悪化傾向にある場合は、策定時値から相対的に5%以上改善することを見込んだ値を目標値に設定する。ただし、取組を行うことによって現状維持を目指すことが妥当と考える場合は、直近値と同値を目標値に設定する。
c_1 年分のみデータあり		過去1年分のデータを策定時値と仮定して、相対的に5%以上改善することを見込んだ値を目標値に設定する。
d_100%か0%を目指すべき		法律や倫理的に100%又は0%を目標値とすべきと判断する場合は、設定方法a～cによる検討が可能であっても、その判断を優先する。
e_データがない		過去のデータがない場合は、国や県等の値を参考に目標値を設定する。参考になる値がない場合は、目標値は「今後検討」としておく。今後、収集できたデータを策定時値として、設定方法cにより目標値を検討する。

令和6年度「歯と口の健康週間」行事について

1 趣旨

「歯と口の健康週間」は、歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、市民の健康保持増進に寄与することを目的としています。

横浜市においては、横浜市歯と口の健康週間実行委員会（横浜市、横浜市歯科医師会 他）が主催となり中央行事を、各区では地区行事を実施しています。

「歯と口の健康週間」

6月4日（日）～6月10日（土）

※厚生労働省「令和5年度歯と口の健康週間実施要領」より

2 実施内容

(1) 中央行事 特設サイトによるオンライン開催

テーマ：歯を見せて 笑える今を 未来にも

ア 特設サイト開設期間

令和6年6月1日（土）10時～7月31日（水）24時

イ コンテンツ

- ・よく噛んで食べよう!! お弁当コンクール
- ・ポケモンスマイルで はみがき大作戦 in 横浜 2024
- ・まちがいさがしチャレンジ

など

○参考：「歯と口の健康週間」中央行事 特設サイトのイメージ



(2) 中央行事 ホームページ飛び出し企画 **ズーラ歯（シ）ア！？**

～どうなってるの？動物の歯～

ア 実施日時

令和6年7月7日（日）10時～11時30分

イ 場所

よこはま動物園 ズーラシア

ウ 実施内容

小学生を対象にした、動物や人の歯と口に関する講義

(3) 地区行事 区歯科医師会と連携した取組

実施内容等については、別紙一覧表のとおり

参考 横浜市歯と口の健康週間行事（横浜市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/kenkozukuri/shika/week/22ha-syuukan.html>

令和6年度 横浜市歯と口の健康週間地区行事実施計画一覧

地区	実施日時	実施場所	内容
鶴見区	① 6月2日(日) ② 5月21日(火)～ 6月25日(火)	鶴見区役所	①遊びにおいてよ お口の健康フェスティバル (体験コーナー(かむ力、うるおい、口臭)、歯みがき、ミニ講座、歯科相談、クイズ・スタンプラリー) ②健康づくりパネル展(たばこ、歯と口、食育)
神奈川区	6月27日(木)	神奈川区役所別館 健診フロア	歯科健診・フッ素塗布・矯正相談
西区	6月6日(木) ① 14:30～15:45 ② 14:30～15:45 ③ 13:30～16:00	西区役所3階	①「こどもフッ化物塗布」対象:2歳以上の未就学児 ②「歯科相談会」西区歯科医師会による全年齢対象の歯科相談 ③「健康づくり応援イベント」 骨密度測定、アルコールパッチテスト、ベジチェック、食育・歯科・健康情報の展示、子ども向けエプロンシアターなど
中区	6月6日(木) 13:30～15:00	中区役所7階 会議室	講演会:オーラルフレイルと口腔ケアについて 希望者に:唾液の検査、口腔内細菌チェック
南区	6月6日(木) 13:30～15:00	南区総合庁舎 1階 多目的ホール	歯と口の健康週間イベント テーマ:健康へのはじめの一歩をお口から 内容:歯科健康相談、口腔機能測定、ミニ講座、パネル展示等
港南区	6月6日(木) 14:00～16:00	港南区総合庁舎3階 健診・検査フロア	①小学6年生以下のフッ素塗布、歯科健診(定員150名、費用無料) ②保護者の健康チェック(野菜の摂取量測定など) ③食育体験(野菜の手ばかりなど)
保土ヶ谷区	① 6月16日(日) ② 6月30日(日)	① 星天qlay (星川駅直結) (無印良品500、 その他一部店舗) ② ふるた歯科	① 歯科相談、むし歯になりやすさチェック、運動ブース・食育ブースクイズラリー等 ② 歯科医師体験
旭区	6月13日(木)	① 旭区役所1階 ロビーギャラリー ② 旭区役所3階 カンファレンスルーム	① 10:00～15:00 歯科・お薬相談(無料) ② 11:00～11:30 旭区高齢者8020よい歯のコンクール(表彰式)
磯子区	① 6月3日(月)～ 6月9日(日) ② 6月5日(水)	① 磯子区役所1階 区民ホール、磯子図書館 ② 磯子区役所1階 区民ホール	① けんこうパネル展 ② 出張!健康づくり応援隊
金沢区	6月6日(木) 14:30～16:30	金沢区役所 5階 健診フロア	① フッ素塗布と歯科検診 (区内在住・在園・在学のおおむね3歳～小学校2年生対象。申込先着順100人) ② 食育イベント
港北区	6月2日(日) 12:30～16:00	トレッサ横浜 南棟1階イベント広場	講話、学校歯科ポスター展示、体験コーナー、スタンプラリー
緑区	① 6月6日(木) 10:00～12:00 ② 5月30日(金)～ 6月17日(月)	① 緑区役所入口ピロ ティ (雨天時は1階イベ ントスペース) ② 緑区役所1階エレ ベーター前・イベントス ペース	① 歯科医師会による歯科相談・口腔ケアグッズ配布 ② 健康づくりパネル展(たばこ・歯と口・食育等)
青葉区	6月5日(月)～ 6月8日(木)	青葉区役所1階 区民ホール	歯科健診、お口の健康相談、矯正相談、歯みがきアドバイス等
都筑区	6月16日(土) 10:00～16:00	ノースポート・モール	「2024 親子で楽しむ! 健口フェスティバル in TSUZUKI」 ① 無料歯科相談(都筑区歯科医師会) ② ハブラシリサイクル ③ 災害時の歯科診療についての展示 ④ 災害時の口腔ケアについてのおはなし ⑤ 歯に関する絵本読み聞かせ ⑥ クイズラリー
戸塚区	① 6月6日(木) 12:30～15:00 ② 6月3日(月)～ 6月10日(月) ③ 5月28日(火)～ 6月10日(月) ④ 5月	① 戸塚区役所5階 健診フロア ② 戸塚区役所3階 区民広間 とことこ ③ 戸塚図書館	① 歯科測定(高齢者よい歯の表彰、大人向け講話、子ども向け講話、歯科相談 歯科測定(口臭測定、口腔機能測定、RDテスト)、栄養測定(ベジチェック®) 健康測定(血管年齢測定) ② パネル展示、クイズ ③ 歯科啓発展示 ④ エフエム戸塚で歯科啓発の内容を放送
栄区	6月9日(日) 10:00～12:30	栄区役所新館2階 健診フロア	① フッ素塗布 ② 白衣で写真撮影 ③ 歯科相談 ④ むし歯菌チェック
泉区	① 6月6日(木) 10:00～14:00 ② 6月3日(月)～ 6月7日(金)	① 泉区役所1階区民 ホール、福祉保健セン ター ② 泉区役所1階区民 ホール	① 「みんなの健康アップフェスティバル」 ★測定・体験(オーラルフレイル測定、フレイル測定、健康測定機器による体や脳の測定、ベジチェック、 食育ワークショップやバスソルト作成など) ★個別相談 (歯科相談、禁煙・お薬相談、乳がん相談) ② 展示(運動、健診、栄養、歯科、子育て応援)、動画上映
瀬谷区	6月2日(日) ① 9:30～10:00 ② 10:00～12:30	瀬谷区役所5階 健診フロア	① 第1回瀬谷区健口長寿お口の健康管理優秀者表彰高齢者よい歯のコンクール ② 歯っぴーフェスタ(むし歯菌リスク判定テスト、フッ素塗布、矯正相談、歯科相談、縁日、保護者の健康チェック)

令和6年度
よこはまし
横浜市

は くち
歯と口の

けんこうしゅうかんちゅうおうぎょうじ
健康週間中央行事

は み わら いま みらい
歯を見せて笑える今を未来にも



よく噛んで食べよう!!

お弁当コンクール



賞品：優秀作品 10 作品に
電動歯ブラシセット

噛みごたえのある
メニューを使った
お弁当の写真を募集

応募期間：令和6年6月1日～
6月30日
対象：横浜市民のどなたでも
参加できます



ポケモンスマイルで
はみがき
大作戦
in 横浜 2024



©2020 Pokémon. ©1995-2020 Nintendo/
Creatures Inc./GAME FREAK inc.
ポケットモンスター・ポケモン・Pokémonは
任天堂・クリーチャー・ゲームフリークの登録商標です。

ぬり絵も
ダウンロード
できます

歯みがき習慣化アプリ
「ポケモンスマイル」を使って、
歯みがきしている写真を
応募してください！
応募写真は特設サイトに
掲載します。

応募期間
令和6年6月1日～7月20日
対象：横浜市民のどなたでも
参加できます

ホームページ
飛び出し企画



ズーラシアア!?

～どうなってるの？動物の歯～

ズーラシアで骨格標本やエサを見ながら
動物の歯・お口について教えてもらおう！
お話の後はズーラシアを楽しもう！！
(親子2名無料ご招待)



日時：令和6年7月7日(日) 10:00～11:30
会場：よこはま動物園 ズーラシア
対象：横浜市民在住の小学4・5・6年生
募集人数：30人(抽選)
募集期間：令和6年6月1日～6月15日

まちがいさがしチャレンジ

詳しくは裏面を
ご覧ください⇒



特設サイトはこちらから→

★各コンテンツの応募方法
など詳しくは特設サイトを
ご覧ください。



開催期間
6月1日(土)～7月31日(水)

募集期間が短いので
ご注意ください！



まちがいさがしチャレンジ

上(うえ)と下(した)の絵(え)でちがうところが5つあるよ



答えは特設サイトにあるよ

